

# [速報版]

- 委員長（土屋けんいちさん） ただいまから、まちづくり環境委員会を開きます。
- 委員長（土屋けんいちさん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、議案の審査について、2、議案の取扱いについて、3、行政報告、4、所管事務の調査について、5、次回委員会の日程について、6、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 議案第10号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例について、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） おはようございます。よろしくお願いたします。初めに、大変申し訳ございませんけども、審査参考資料に誤植がございましたので、訂正させていただきます。審査参考資料の2ページ目の1行目、タイトルのところでございます。3、都市の低炭素化の法律に関する法律の一部改正に伴う手数料の改定となっておりますが、正しくは、都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料の改定で、都市の低炭素化の法律に関する「法律」を「促進」に修正させていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、条例の概要でございます。議案第10号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例。この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、通称建築物省エネ法が一部改正され、省エネルギー基準の適合義務の対象が拡大されたことや、建築基準法の改正によりまして、建築確認における特例対象が見直されたことなどに伴いまして、都市の低炭素化の促進に関する法律、通称エコまち法を含めた審査等に関わる手数料を新設及び改廃するほか、規定を整備するものとなります。

引き続き、詳細につきまして、担当課長から御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 建築指導課長（近藤政則さん） よろしくお願いたします。それでは、審査参考資料に基づきまして、内容を御説明させていただきます。

審査参考資料の1ページを御覧ください。それでは、要旨でございます。脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、建築物省エネ法及び建築基準法の改正法が令和7年4月1日に施行されることを受け、建築物省エネ法、建築基準法及びエコまち法に関する三鷹市手数料条例の改正を行うとともに、規定を整備するものでございます。

# [速報版]

続きまして、説明でございます。1、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う手数料の改定です。まず、手数料の改定に関わる建築物省エネ法の改正内容について御説明させていただきます。参考資料の3ページを御覧ください。上段のシートになります。青い四角に白抜き文字で省エネ基準適合義務の対象についてとございます表を御覧ください。表、左側の赤い線で囲われた部分が、現在、適合義務制度の対象建築物となっております。対象は、非住宅の大規模建築物と中規模建築物になります。対象外となります非住宅の小規模建築物では、設計者からの説明義務、住宅の中規模・大規模建築物で届出義務、住宅で小規模建築物で設計者からの説明義務となっております。

改正法の施行される令和7年4月1日以降になりますと、右側の表となり、新たに省エネ基準適合義務化がされた対象建築物は赤い線で囲まれた部分で、原則、新築、増改築する全ての建築物となります。なお、省エネ基準適合は、建築基準法の建築確認における建築主事等による審査対象となっております。

それでは、手数料の改定につきまして、説明を進めさせていただきます。参考資料の1ページにお戻りください。(1)です。住宅におきまして、指定された材料を使用することで省エネ基準について評価できる使用基準により、省エネ基準の適合を証明する場合、建築確認手続において建築主事等が基準適合を確認するようになります。これに合わせまして、建築主事に省エネ基準の適合審査を申請する場合の建築確認手数料への上乗せ手数料を新設いたします。

審査参考資料の5ページの上段を御覧ください。1、(1)と書いています茶色の線で囲まれた部分が、該当箇所となります。新設手数料額は、建物規模などにより、1件当たり2,500円から6万8,900円を想定しております。

審査参考資料の1ページにお戻りください。(2)、まる1です。省エネ基準適合義務対象建築物の拡大により、今まで対象となっていなかった住宅及び300平方メートル未満の非住宅に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を新設いたします。

参考資料の5ページ、6ページ、そして、9ページ、10ページ、こちらにあります1、(2)、まる1と書いています赤色の線で囲まれた部分が該当箇所となりますので、御覧ください。新設手数料額は、建物規模や評価方法などにより、1件当たり4,100円から44万9,000円を想定しております。

参考資料の1ページにお戻りください。(2)、まる2です。既に設定されております300平方メートル以上の非住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料につきましても、物価高騰など、社会情勢を考慮し、改定を行います。

審査参考資料の5ページ、6ページ、そして9ページ、10ページの1、(2)、まる2と書いています青色の線で囲まれた部分が該当箇所となりますので、御覧ください。建物規模や評価方法などにより、現在の1件当たり1万1,800円から87万1,000円を改定し、1件当たり1万3,800円から102万円とすることを想定しております。

審査参考資料の1ページにお戻りください。(2)、まる3です。省エネ基準適合義務が原則全ての建築物に拡大されることに伴い、基準適合認定制度が廃止となるため、手数料についても廃止することといたします。

審査参考資料の8ページ、9ページの1、(2)、まる3と書いています灰色の点線で囲まれた部分が該当箇所となりますので、御確認ください。

# [速報版]

では、参考資料の1ページにお戻りください。(3)、まる1です。性能向上計画認定の手数料につきまして、住宅に限り、誘導仕様基準と誘導仕様基準以外という区分で運用をしてきましたが、さきに御説明した適合判定で、仕様・計算併用法と標準計算法を新設したことに合わせて、誘導仕様基準以外の内容を明確にし、仕様・計算併用法と標準計算法の2つに区分けをした手数料を新設いたします。

参考資料の7ページ、8ページでございます、1、(3)、まる1と書いています緑色の線で囲まれた部分が該当箇所となりますので、御覧ください。新設手数料額は、建物規模や評価方法などにより、1件当たり2万1,100円から44万9,000円を想定しております。

参考資料の1ページにお戻りください。(3)、まる2です。既に設定されています性能向上計画認定に係る手数料につきましても、物価高騰などの社会情勢を考慮し、改定を行います。

審査参考資料の6ページから8ページ、1、(3)、まる2と書いています、紫色で囲まれた部分が該当箇所となりますので、御覧ください。建物規模や評価方法などにより、現在の1件当たり3,700円から87万1,000円を改定し、1件当たり4,100円から102万円とすることを想定しております。

それでは、審査参考資料の1ページにお戻りください。2、建築基準法の一部改正に伴う手数料の改定です。ここで手数料の改定に関わる建築基準法の改正内容について、御説明をさせていただきます。今回の法改正において、全ての新築等の建築物に省エネ基準への適合が義務づけられたことにより、建築物が重量化する結果となるため、建築物の安全性を確保する必要があります。省エネ基準はもとより、構造安全性基準等の適合性に関しても、確実に確保できるか、審査プロセスで確認するため、現在、構造計算などの一部において、審査省略の特例を受けている一戸建て住宅等の木造建築物の対象範囲を縮小し、建築確認・検査で審査をすることとなります。

審査参考資料の3ページを御覧ください。下段のシートです。シート内に青い丸に白地で改正前があり、青い枠の中に、木造と木造以外の表がございます。また、赤い丸に白地の改正後にも、同様に木造と木造以外の表がございます。今回、手数料の改定に関わるのは、改正前、改正後の木造の表でございますので、そちらを御覧ください。まず、改正前の木造では、建築士による設計・工事監理がされた階数2以下、500平方メートル以下の建築物、表中の黄色く塗られた部分が審査等の特例を受けられましたが、下段、改正後の木造では、特例対象が縮小され、建築士による設計・工事監理された階数1、200平方メートル以下の建築物、表中の黄色く塗られた部分のみが特例を受けられることとなります。

つまり、今回の法改正で表の赤線で囲われた部分について、改正前には審査特例が受けられていましたが、改正後には、審査特例が受けられなくなります。シートの右側にあります木造以外につきましては、審査特例制度の改正には直接関係ありませんので、ここでは説明を割愛させていただきます。

それでは、手数料の改定について説明をさせていただきます。審査参考資料の1ページにお戻りください。木造の一戸建て住宅等の確認審査及び完了検査の一部を省略する特例対象の範囲が縮小されたことにより、今まで特例で審査等をしてこなかった構造計算等が確認・検査の審査対象となることを受けまして、建築確認及び完了検査などの手数料を改定いたします。

審査参考資料の11ページを御覧ください。赤色で囲まれた部分が該当箇所となります。建物規模により、現在の1件当たり5,600円から2万3,000円を改定し、1件当たり6,900円から3万1,000円とすることを想定しております。

# [速報版]

審査資料の2ページを御覧ください。3、都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料の改定です。低炭素認定では、認定基準といたしまして建築物省エネ法の省エネ基準を利用しているため、建築物省エネ法の省エネ基準の評価方法に合わせた手数料に改定いたします。

審査参考資料の13ページから16ページを御覧ください。3、(1)と書いています赤色の線で囲まれた部分が該当箇所となります。評価方法の追加による新設手数料額は、建築物省エネ法の性能向上認定申請の手数料額と調整し、同額といたします。建物規模や評価方法などにより、1件当たり1万4,300円から44万9,000円を想定しております。また、従前の評価方法による手数料額も、建築物省エネ法の性能向上認定の手数料額と同額といたします。

審査参考資料の13ページから16ページを御覧ください。3、(2)と書いてあります青色の線と緑色の線で囲まれた部分が該当箇所となります。青色の線で囲まれている手数料は金額の改定のみで、緑色の線で囲まれている手数料は建築物の規模、区分を変更し、手数料額を新たに設定し直したものとなっております。建物規模や評価方法などにより、現在の1件当たり3,300円から90万円を改定し、1件当たり4,100円から102万円とすることを想定しております。

参考資料、2ページにお戻りください。4、その他規定を整備することとしたです。令和6年11月1日に改正された建築基準法で、計画通知に関わる手続が指定確認・検査機関でもできるようになったことから、法文に項ずれが生じたため、手数料条例の規定を整備いたします。

5、施行期日は、令和7年4月1日を予定しております。

6、手数料額についてです。都内全ての所管行政庁が東京都と同額とする予定でございます。

最後になりますが、審査参考資料の17ページから手数料条例の新旧対照表<別表第2(抜粋)>を参考に添付させていただいております。

私からの説明は以上となります。

○委員長(土屋けんいちさん) 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員(佐々木かずよさん) おはようございます。よろしく申し上げます。今、御説明を受けまして、2025年4月1日から、新たな建築物に対する省エネの義務化がされるんですけども、今、着工途中の建物や、例えば資材が今高騰しているの、土地を買って契約はしているけれども、建てるのが4月以降になるものに関しては、全てこの基準で行くという考えでよろしいでしょうか。

○建築指導課長(近藤政則さん) 法適用に関しまして、工事の状況との関係性についてですが、基本的に、令和7年4月1日に工事着工していないものは、新しい法律の適用となります。ですので、4月1日以前に既に着工しているものについては、現在の法律の基準で計画を進めていただくと、そのような取扱いになっております。

私からは以上です。

○委員(佐々木かずよさん) よく分かりました。もう一つ、例えばこれから増改築をする場合も、また、リフォームですとか、そういった場合も、この4月以降であれば、この基準を満たさなければいけないという認識でよろしいでしょうか。

○建築指導課長(近藤政則さん) これから増改築をされる方に対する法律の適用でございますけれ

# [速報版]

ども、先ほどお話ししたように、4月1日以降の工事の着工であれば、増築、改築する部分に限って、今回の法律を適用するというようになっております。

私からの説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） 御説明ありがとうございました。お願いします。本議案では、法律改正により、新たな手数料が新設されるか、手数料改定により手数料の値上げが提案されています。都内全ての所管行政庁が東京都と同額にするということは理解いたしましたが、それだけでは市民の理解を得ることは難しいと思います。

質問を2つさせていただきます。まず1問目なんですけれども、東京都全ての所管行政庁が同額でならないといけない理由について、もしそうでないのであれば、なぜ三鷹市は東京都と合わせているのか、伺います。

2番目に、新たに手数料が発生するものについては、新たに基準適合義務の拡大や新規評価方法が加わるということでの新設というのは理解いたしましたが、手数料が値上がりするのは、先ほど御説明の中で物価高騰などというふうにおっしゃっていましたが、値上げ後の金額の妥当性について、改めて御説明を願えればと思います。

お願いいたします。

○建築指導課長（近藤政則さん） 手数料額を同一にした理由、1つ目にお答えいたします。同一としなければいけないということはございませんけれども、今回の申請に関わる事務が法律で定められておりまして、審査内容もどの行政庁であっても同じだということが、まず理由として1つです。これによって、各行政庁が事務量がみんな同じだということ、それから、東京都内でもし人件費として計算するときも、東京都というエリアで考えると、人件費にはあまりばらつきが出ないということもありまして、都内一律で料金設定をする、手数料額を設定するというものの妥当性も含めまして、問題ないと三鷹市では考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。地球温暖化対策として、この住宅の省エネ対策というのは大変重要だとは思っています。今回、物価高騰などにより、料金、手数料が改定となったということなんですけれども、新設のほう、4月1日以降から新しく施行されるほうの手数料は仕方ないにしても、これまでの手数料まで上がるということが、やはり市民の理解も得られないのではないかなと思うんですけれども、これは据置きにするとか、東京都の規定ということなんですけれども、そういうことは考えられなかったのか、伺います。

○建築指導課長（近藤政則さん） 手数料額の一部据置きについて、御質問をいただいたかと思えます。我々もそういう可能性というのは検討はしてみたんですが、やはり制度として一体的に運用する中で、全体として見直しを行って、最近で言う物価高騰等の社会情勢も踏まえないと、新設するほうの手数料額も設定がなかなか難しいということもございまして、今回の手数料額改定につきましては、一律で改定をさせていただきたいということで、お願い申し上げます。

○委員（紫野あすかさん） 今回の規定で、新2号建築物、いわゆる2階建て以上の木造建築、修繕も含めて確認や、調査や、申請が必要になっていきます。ほとんどの建物が対象になる、義務づけられ

# [速報版]

るということです。やはり、この手数料が値上げされることで、省エネ住宅へのハードルが上がってしまうのではないかと懸念を持ちます。様々な物価高騰などの理由で手数料が上げられる、定められたということは分かるんですけども、やはり何らかの助成なり、補助なりが必要なのではないかとこのように思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 委員おっしゃるように、今回の省エネ対応をしていきますと、建築物の建設コストというのは上がっていくものと想定されますが、これについては、国交省内に設置されています社会資本整備審議会によって、令和4年、諮問されました答申の中で、一定モデルの下、省エネ基準に適合させるための追加コストの試算値は、住宅において建設費の0.2%から0.5%程度にとどまっており、適合義務を課されたとしても、建築主に過度な負担を課すものではないと考えられます。このような記載がございました。

そうはいえ、やはり建設費の増加というのは避けられませんので、これにつきましては、国の国土交通省や、東京都の環境局などによって助成金の事業をしておりますので、ただ、今がちょうど年度の境なので、来年度の補助金がどうなっていくか、基準はどうなっていくかというのは、ちょっと我々も図りかねていますが、もし補助金を御活用されたいということであれば、各機関にお問合せいただいて、有効に活用していただきたいと、我々はそう思っております。

○委員（紫野あすかさん） ということは、この法改正の中には、手数料が上がるということも盛り込まれていたという理解でよろしいでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 今回の法改正によって、手数料額の増額といったところが想定されているかということなのですが、一応、国から技術的助言で手数料額の算定についてといったことの文書が出ておりますので、我々としましては、それも含めて、新たに今の社会情勢で手数料額の設定をしていくものと、そのように理解をして、今回の手数料条例の改定とさせていただきます。

私からは以上です。

○委員（紫野あすかさん） ありがとうございます。今回の改正によって、どれくらいの省エネを促進するという目標や、効果などについての試算はあるのでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 今回の省エネに対する効果等なんですけれども、これにつきましては、国のほうで2030年、2050年と、目標を立ててやっていることの法律による制度の整備というふうに考えておりますので、我々のほうでその評価の方法とか手段というのは、申し訳ございませんが、持ち合わせていないというのが実情でございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。これまで三鷹市では、省エネ住宅やリフォームなどの省エネ対策はどのくらいの方が行っている、または審査などをやったという実績などは分かっているのでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 建築物省エネ法の令和6年までの法律の中でされている認定、もしくは、先ほど御説明いたしました省エネ基準の適合判定の件数について、実績として御報告させていただきたいと思っております。性能向上計画認定、これについては、令和5年実績、ゼロ件でした。また、先ほど御説明させていただきました、住宅などの省エネの届出、これについては32件、省エネ基準の適

# [速報版]

合性判定についてはゼロ件、また、今回、廃止となりました基準適合認定につきましても、ゼロ件、エコまち法に基づきます低炭素認定、こちらは令和5年度実績で27件となっております。

今回、また省エネ義務化につきましては、対象建築物の範囲を広げていますので、これ以上の対策がとられていくと、我々としては期待しております。

私から、以上です。

○委員（紫野あすかさん） やはり、市としてエコ住宅、省エネ住宅を増やしていく必要があるということは感じています。今回、木造戸建てのリフォーム工事についても確認申請が必要になるということなんですけれども、これまで建築確認の必要がなかった新築工事やリフォーム工事が新たに対象として含まれたことで、建築事業者は新たな事務負担を負うということになります。また、施主にとっても、これまで不要だった書類の準備など、様々な建築士へ依頼するための費用の増加や、確認調査に要する時間がかかるのではないかと思います。

確認調査が行われて、全てが完了するまでには、時間も要するのかなと思うんですけれども、どれくらいの期間がかかるというふうに把握されていますか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 具体的に、統計的な期間、時間というものは、申し訳ございませんが、今手元に資料はございませんが、私の経験上感じているところでお話しさせていただきます。一戸建てですと、大体建築に3か月、調査に、その3か月前に1か月程度、この4か月で、その中に、当然建築確認申請、完了検査等が入ってくるということを考えていますので、建築基準法に関わる建築の後に、例えば外構をやりますといったことで、お庭の整備ですとか、必要であれば、また、そこから時間がプラスされるということで、大体完全に建築が終わるのが、一戸建て住宅だと半年ぐらいはかかるのかなという感じで、私は思っております。

私からは以上です。

○委員（紫野あすかさん） ありがとうございます。この調査などを行う省エネ基準を確認する建築士という方は、何か資格が要るのかなと思うんですけれども、これができる方が5割から6割程度というふうに言われています。市内で、それに取り残されてしまう建築士や、工務店や、事業者がなるべく出ないように、この技術向上のための研修や制度の周知などへの支援も必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 省エネ基準等の検討について、専門家が必要ではないかと、その育成についてというお話だったんですけれども、これについては国が対応しております。国によって関係機関、財団法人のほうでいろいろな講習会ですとか、現在でいうと、各機関でホームページなんかで動画を使って、省エネの設計の仕方などを公開しておりますので、そういうものを御利用いただいているというふうに、我々としては認識しております。ですので、市としての対応というのは、今のところ考えておりません。

私から以上です。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） ちょっと補足させていただきますけれども、こういうふうに対象を拡大することによって、いろいろな工務店さんだとか、そういったところにも関わってくるということになってくると、細かい計算をしていくというのも大変時間がかかったり

# [速報版]

とかいうこともありますので、この国の法改正の中で、単純に規模を拡大するだけではなくて、先ほど課長からもありましたけど、その評価方法、計算の仕方も、より簡便にしていけないと、特に小規模な戸建て住宅などについては、そういったようなことが必要だろうということで、法改正、これまでも段階的に対象が拡大されてきましたけども、そうした中で仕様基準というものが設定されています。

どういったもの、壁にどういふものを使うだとか、そういったような仕様を照らし合わせることによって、適合しているかどうかというような簡単な評価方法もできておりますので、この制度自体としても、そういったことも踏まえた制度設計となっておりますので、市といたしましても、そういったようなことも踏まえて、あと国や東京都とも連携しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） やはり戸建てのうちを建てると、本当に一生に一度あるかないかの、すごくお金のかかる、市民にとってはすごく決断が要ることだと思うんです。物価の高騰、資材の高騰などもあって、省エネ対策のほうにもさらにお金がかかるのかというふうにならないようにしていかなきゃいけないと思うんですけれども。空き家問題の解決などにもつながる住宅のリノベーション、また、リフォーム工事などを、今回のことで、施主の方の工事控えなどにつながってしまうのではないかと、今回のことで工事控えが起こるのではないかとという懸念があるのですが、その点はどのようにお考えですか。

○都市整備部調整担当部長（高橋靖和さん） 今おっしゃられたように、手数料自体見ればそうなんですけど、先ほど課長が話しましたように、いわゆる補助金というところですね。省エネするに当たっては、いろいろとそういう補助金制度を国・都で考えています。今も出していますので、そういうところを市も把握しながら、PRして、そういうことで費用負担をなるべく減らすような、増えないような形で、かつ、省エネ対策ができるような形でしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） そうですね、この手数料に対する値上げ分の助成とか、今、市が行っておられる修繕やリフォームなどの助成などの拡充が必要かなというふうに思います。

さらに、例えばアパート、集合住宅なんかの大家さん、貸主さんなども、本当は建て替えしたいけれども、お金がかかるからなかなかできないという悩みを持っておられる方もいて、じゃあ、今度建て直すんだったら、いろいろとお金がさらにかかるんだったら、もうやめてしまおうとかいうようなことにもつながるのではないかとというふうに思うんですけれども、そういう方に対しても、周知とか理解を、省エネ対策の必要性をもっと周知する必要があると思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） この取組、日本全体としてカーボンニュートラルに向けて取り組むという形のものでございますので、基本的に、まずしっかり国や東京都も含めて、行政が連携して周知していくのが必要だろうというふうに考えております。

そして、先ほど申し上げましたように、一定程度コストはかかってきますけども、この地球環境を守っていくためには、そういった省エネというのは必要だろうといったふうには考えております。そうした中で、一定程度経費がかかるところについては、国や都においても助成金制度、補助金を設定しているということもあります。

やはり、一定程度省エネ住宅等になってきますと、通常の電気料も安くなっていくということがあり

# [速報版]

ますので、一定程度、ちょっと時間はかかりますけども、そういった意味では、先に投資したお金が最終的には回収できるというような試算もされておるようですので、そういったことにつきまして、市もしっかり国や都と連携しながら周知を図ってまいりたいということを考えております。

○委員（紫野あすかさん） 今回の改正は、住宅の省エネ対策を進めるために必要なんだという趣旨を、広く市民に理解してもらおうということが何より大事なかなと思います。手続も邪魔くさくなる、手数料も上がる、省エネ住宅を造りたい、リフォームしたいと思っても、なかなか踏み出せないという人こそ、様々な助成金もあるとか、周知を徹底させていただきたいと要望します。

住宅の省エネ対策を行ったら、こんなに電気代が下がったとか、よくなったというような成功体験なんかも、ぜひ周知を徹底させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建築指導課長（近藤政則さん） 周知に関しましては、今後、委員のおっしゃるような効果等につきましてもPRできるように、ホームページなど考えていきたいと、そのように思います。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん） よろしく願いいたします。2点ほど、お聞きしたいと思います。

手数料の額について、東京都と同額とするということなんですけども、物価が上がったとかあるんですが、東京都のこの手数料の額の考え方や基準なんかはあたりするんでしょうか。というのは、他府県と比べて東京都が標準的なものなのかどうなのかというところを確認させていただきたいと思います。

○建築指導課長（近藤政則さん） 手数料額の算定の基準ですけれども、東京都のほうで積算しております。我々としては、最終的な額をお伺いしているということでございます。ただ、その内容につきましては、国のほうから手数料額の算定ということで、参考の資料なんていうものも通知されていますので、それを参考にしているといったところです。

他県の状況というのは我々、把握しておりませんが、そんなに大きな違いはないのではないかと。地域性の人件費の差というものは生じてくるとは思いますけれども、基本的な事務処理につきましては、法律で定められた手続ですので、作業負担につきましては全国的にそんなに変わるものではないと考えております。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。理解いたしました。

もう一点、施行期日が非常に直近、4月1日となっているんですが、周知方法などはどうするのかなというふうに思うんですけど、よろしく願いいたします。

○建築指導課長（近藤政則さん） 今回の手数料条例の改正につきましては、現在ホームページで、令和7年4月1日の法改正に合わせて、手数料額も改定していく予定ですということで、予告だけはさせていただいております。また、ほかの行政庁におきましても同じようなアナウンスはしておりますので、一定、皆様にお知らせできているというふうに考えております。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。質問は以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

# [速報版]

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 議案第10号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例について、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

○委員（紫野あすかさん） 議案第10号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例について討論します。これまでの規定では、延べ床面積300平方メートル以上の中規模・大規模建築物は、省エネ基準への適合義務があったが、小規模建築物や住宅は対象外となっていた。今回の改正建築物省エネ法は、小規模建築物、2階建ての木造住宅も対象となり、全ての新築住宅、非住宅に省エネ基準の適合を義務づけるものである。

昨今、物価や資材の高騰により建築にかかる負担が増えている中、今回の条例改正による手数料値上げで、さらに負担が重くなる。新築工事やフルリフォーム、家の骨組みだけ残して行うスケルトンリフォームなど、大規模な修繕や模様替え、増改築の工事にも確認申請が必要となる。建築事業者の事務負担も増えることになる。費用や手間がかさむことによる工事控えにより、住宅への省エネ対策が市民から敬遠されてしまうのではないかという懸念がある。手数料の値上げはせず、据置きが望ましいと考える。

しかしながら、温暖化対策は待ったなしである。現在、日本はエネルギー消費の約3割、電力の最終消費の6割以上が住宅、建築物など、業務・家庭部門で消費されている。2050年までのカーボンニュートラル、温室効果ガス排出実質ゼロという目標を達成するためには、建物や住宅の性能の向上はどうしても必要である。省エネ対策を進めるために、市民の負担を少しでも減らす努力が必要である。自治体として、住宅修繕助成や改修への助成、リフォーム助成、新エネルギー、省エネルギー設備設置助成、太陽光発電への助成等のさらなる拡充を行うこと。

また、建築確認や完了調査においては、大手ばかりに受注が入り、市内の建築士や工務店が取り残されることのないよう、必要な技術向上のための支援を行うことを求める。

ありとあらゆる温暖化対策を個人任せでなく、自治体が先頭に立って本気で取り組むことを強く求め、本条例に賛成する。

○委員長（土屋けんいちさん） これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 都市再生部報告、本件を議題といたします。

# [速報版]

本件に対する市側の説明を求めます。

○副市長・都市再生部長事務取扱（久野暢彦さん） 皆さん、おはようございます。都市再生部から本日の報告、4件ございます。1点目が、三鷹市交通総合計画2027（案）に係るパブリックコメント等の結果及び主な変更箇所について、2点目が、AIデマンド交通子育て割引制度の導入について、3点目が、コミュニティバスの今後の検討方針について、4点目が、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）に係る意見募集の結果及び主な変更箇所について、この4点になります。

よろしく願いいたします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） よろしく願いします。それでは、私のほうから、最初の3点、御説明させていただきます。

まず資料1、交通総合計画についてです。資料1-1がスケジュール等になりますけれども、今回は、この資料1-1の2の(5)、最終案となります。12月の本委員会以降の協議会ですとか、パブリックコメント等を反映した案としてまとめ、3月、今月の確定を予定しております。

次に、資料1-2です。主な変更点になります。1月6日、月曜日から、27日、月曜日までの期間で、ほかの全庁的な個別計画と併せてパブリックコメントを実施をいたしました。結果としましては、御意見の提出はございませんでした。そこで、この間の委員会ですとか、協議会等での御意見を踏まえまして、変更した箇所を御説明をいたします。

なお、資料1-4に計画の本冊がございますけれども、こちらのページを記載をしておりますので、該当箇所については赤字としておりますので、併せて御確認をいただければと思います。

それでは、変更点です。1つ目が、計画目標のうち、目標値の修正です。こちらは、12月の本委員会で現状維持としておりました交通安全教室の参加者数に関する御意見を踏まえまして、3.7万人を4.0万人に上方修正をいたしました。

その下、2つ目については、目標数値の考え方・算出方法で、交通不便地域の算出面積の鉄道駅からの距離、これを800メートルから500メートルに修正をいたしました。これについては単純な誤植でございましたので、それを修正したものであります。そのため、本冊含めまして、その他のデータについて修正が発生するものではありません。

3点目、その下の交通安全教室の参加者数の説明については、先ほどの目標値の修正に合わせて説明文も修正をしたものです。

4点目は、各事業内容の部分になりますけれども、資料3-3、公共交通と自転車交通の連携につきまして、こちら裏面をおめくりいただきたいと思いますが、サイクルアンドバスライドの文章の中に、各バスライドの名称を下線のとおり追記をしたものであります。

主な修正点、変更点は以上となります。なお、資料1-3と1-4については、前回、本委員会でお示しをした資料から、今申し上げた内容を反映したものでありますので、御確認をいただければと思います。

また、今回、最終版の作成に伴いまして、この間の検討資料ですとか、交通に関する各種データについて、資料1-5の資料編としまして、別冊でまとめておりますので、こちらも御参照をいただければと思います。

# [速報版]

資料1の交通総合計画については、以上となります。

続きまして、資料2です。A I デマンド交通子育て割引制度の導入についてです。A I デマンド交通の利用状況ですとか、アンケート結果等を踏まえまして、現在の高齢者、障がい者割引に加えまして、新たに子育て割引制度を導入をし、子育て世帯の移動円滑化を支援するものです。割引制度の運用につきましては、妊娠中の方、及び3歳未満の乳幼児をお連れの方につきまして、母子手帳を運賃支払い時に提示をすることで、エリア外運賃300円を100円割引の200円といたします。エリア外運賃への適用ですので、西部地区のみとなります。

運用の開始は、令和7年5月頃を予定しております。

そのほか、「広報みたか」、市ホームページに加えまして、地域への説明や、地域版の広報などにより、幅広く周知を行うとともに、子育て関連部署ですとか、施設等と連携をしまして、子育て中の市民への情報発信を行ってまいります。

資料2のA I デマンド交通については、以上となります。

続きまして、資料3です。資料3は、コミュニティバスの今後の検討方針についてです。本方針は、先ほど御説明しました資料1の交通総合計画の中に、事業1-2として、コミュニティバスの再編という事業がございます。こちらに関連し、社会情勢ですとか、運行事業者、そうした体制等を現時点で明らかになっている検討要素から議論を深めまして、交通ネットワークの柱の1つであるコミュニティバスの見直しに向けた検討の方向性を示すものであります。

2番の基本方針では、交通総合計画でも掲げております交福ネットワークの構築を目指し、最終アウトカムである健康寿命の延伸や地域経済の活性化、生活の質の向上などを期待をしているものです。

3のコミュニティバスの位置づけでは、表にありますように、A I デマンド交通や、コミュニティバスなどの運送人員を整理し、それぞれの役割分担をお示しをしております。

そして、その下、4番の検討要素・判断指標についてですけれども、検討の方向性を評価する指標を3点まとめております。丸の部分に検討の要素となる項目を整理をしまして、それらを踏まえて指標を検討しております。1つ目の指標は、地域交通としての有効性を図るものとして、コミュニティバスが交通不便地域の解消に有効に機能しているかを判断するものです。2つ目の指標は、バスによる運行の必要性を測るものとしまして、効率性等の観点からバス運行が必要であるかを判断をするものです。

右側、3つ目の指標は、運行事業者の体制など、外的な要因となりますけれども、近年、バス事業者の経営状況がバス運行等に大きく影響していることを踏まえまして、バス運行が事業者の体制等を考慮したものであるかを判断するものです。

なお、指標の1と2は、コミュニティバスの運行の、先ほど申し上げました有効性や必要性といった観点から、市が主体となって検討する部分でありまして、指標の3は、バス事業者として経営状況が厳しい中、利用者数などから、バス路線の見直しが望まれるというような、そうした外的な視点からまとめているものであります。

これらの指標から整理したものが、5番の各ルートの検討方針となります。先ほどの指標と、コミバス6ルートをそれぞれマトリックスにまとめております。各指標のマル・バツ・三角がございますが、欄外に記載のとおり、指標ごとに課題の有無等に応じて評価をしたものとなります。これらを総合的に

# [速報版]

評価をしまして、一番右側の列、検討の方針で判定をA、B、Cに分類をしております。

こちら、見ていただきますと、A判定のルートであっても、まちづくり等と連動しまして、将来的なルート再編の検討を示唆しているものでもあります。これらの結果を判断材料としまして、課題の多いルートから段階的に見直しを進めることとしまして、まず、第一弾として、C判定の北野ルートについて、来年度になりますけれども、詳細な調査を実施し、見直しを検討していきたいと考えております。

なお、見直しにつきましては、今後も、第2弾、第3弾と、継続して検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 私からは、報告事項の4点目、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）に係る意見募集の結果及び主な変更箇所について、御説明させていただきます。

12月の当委員会におきまして、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）の内容について御報告をさせていただきましたが、この基本プラン（案）に係る市民意見の募集を行いましたので、その結果と、いただきました御意見の反映等による基本プラン（案）の変更箇所について、御報告をさせていただきます。

資料4-1を御覧ください。1、意見募集です。意見募集につきましては、「広報みたか」やホームページ等により周知を行いまして、令和7年1月6日から27日までの期間で行いました。いただきました御意見の数は36人の方から、92件ございました。意見の傾向として多かったのは、施設計画や施設機能に関するものでしたが、中でも特に多かったのは、施設における企画や管理運営、事業実施等に関するものでした。

前回の委員会でも御説明いたしましたが、本基本プランは三鷹幼稚園跡地に係る利活用の方向性を示すものとして位置づけていることから、当施設での運営や事業実施に関する具体的な御意見や御要望につきましては、今後、進める事業内容や事業実施の検討の中で、実現可能性等を確認し、可能なものは反映できるように努めていきたいというふうに考えております。

それでは、いただきました主な御意見を御紹介させていただきます。資料4-1の2、主な御意見を御覧ください。(1)、施設の概要についていただきました御意見としましては、当施設に備えてほしい機能等として、緑を残してほしいという御意見や、水遊び、ボール遊びができるようにしてほしいというもの、畑や緑化による夏の待避所といった御意見もございました。また、小学校の高学年、中学生、高校生を対象として、遊び場、居場所、活動場所、自習室などがあるとよいと。さらに、食事スペースや、キッチンの設置や、夏祭りなどのイベントを求める意見もございました。

次に、資料4-1の2ページ目を御覧ください。(2)、開館時間や利用イメージについての御意見です。開館時間に関しましては、夜まで長く、あるいは日曜・祝日も開館してほしいという御意見があった一方で、近隣が住宅地ということもあるかと思いますが、そういった状況に配慮して、開館時間を短くしてほしいという御意見もありました。対象とする年齢に関しては、ゼロ歳から2歳児、あるいは4歳以上といった特定の年齢層に関する御要望があった一方で、老若男女が集まれるようにといった御意見もございました。

# [速報版]

次の(3)、事業スキーム・施設の管理運営・事業費については、施設の可変性、フレキシビリティに関する御意見や、運営管理での民間の導入といった御意見がありました。

最後に(4)、その他として、ボランティアの協力できる制度や、施設のデザイン、防音対策等に関する御意見がございました。

次に、基本プラン（案）の変更箇所について御説明します。あわせて、資料4-2の基本プラン（最終案）を御覧ください。中を見ていただくと、赤字になっている部分がありますが、これが今回修正した箇所となります。該当箇所は、いただいた御意見等を踏まえて修正したところのほかに、意見募集対応以外で修正したスケジュールや、新たに追加した項目、さらに本委員会で御指摘いただいたところや、言い回しの修正等なども多うございます。

それでは、主な変更箇所について説明させていただきます。資料4-1の3ページと、あわせて資料4-2の基本プラン（最終案）の2ページを横に並べながら御覧いただければと思います。いただきました御意見を踏まえて行った変更について、御説明します。初めに、基本プラン（最終案）の2ページの下段、「施設としては」から始まる段落のところ、情報発信についてとなりますが、育児や不登校の家庭への情報発信をしてほしいとの御意見を受けまして、子育てに関する情報収集ができる場という記述を入れさせていただいております。

次に、同じ段落になりますが、相談機能について、不登校の子どもたちの居場所、相談場所が必要との御意見を受けまして、学校へ行けない子を含め、子どもたち自身の様々な悩み事等をいつでも相談できる場という記述を入れております。

さらにその下段、「なお、地域の防災機能」のところ、防災倉庫等の確保について、地元町会のほうから、災害時在宅支援施設にしてほしいとの御意見を受けまして、地域の防災機能向上に向けて、地域住民等と連携して取り組む旨の記載を入れております。

続いて、資料4-2、基本プラン（最終案）の5ページを御覧ください。当初の基本プラン（案）では、当施設の利用イメージとして、時間帯によりメインとなる利用者を想定しながら、幅広い年齢層の子どもたちが利用できるよう、当該ページの中段のような表を記載したところですが、これにつきまして、利用者について、記載の時間帯以外も利用できるようにしてほしいとの御意見がございました。

この点につきましては、当初より、年齢層ごとに利用時間帯を厳密に割り振るということを考えていたのではなくて、幅広い年齢層の子どもたちのニーズに対応できるよう工夫することを検討していたことから、利用イメージについて、ここで時間帯によってメインとなる利用者を想定すること。また、夏休みなどの場合は、時間だけでなく、施設内の空間を分けながら、適宜、可変的な施設運営を検討していくという記載に直させていただいております。

次に、資料4-1の4ページと、資料4-2、基本プラン（最終案）の7ページを御覧ください。意見募集対応以外での変更箇所となります。最初に、スケジュールに関する変更です。当地区のスケジュールについては、12月に御報告しました基本プラン（案）では、建物整備等について、令和7年2月より建設工事に着手する予定として記載していたところですが、地権者の方の設計や手続等について、当初の想定よりも時間を要していることから、建設工事着手の時期を令和7年度上期に修正するとともに

# [速報版]

に、建物等完成及び開設準備期間についても、後ろ倒しにしております。

また、前回の本委員会で報告しました覚書につきまして、令和7年1月に締結しましたので、また、次年度以降に予定します施設運営等の検討について、この2点について、スケジュールの中に追記させていただきます。

次に、資料4-1の5ページと資料4-2、基本プラン（最終案）、7ページの下段を御覧ください。新たに追加した項目になります。2、施設名称の公募です。当施設の名称については、公募することで市民に親しまれる施設となるよう、工夫することとしました。その下、3、施設機能の見直しについてです。当施設においては、幅広い年齢層の子どもたちを対象に、様々な取組を検討したいと考えております。このため、記載もありますとおり、一定期間運営を行った後、その在り方等を見直す機会を設けて、より地域のニーズに対応した施設となるよう、継続的に検討を重ねていきたいと考えておるところです。

基本プラン（最終案）の主な変更箇所の御説明は以上となります。

資料4-1の5ページを御覧ください。その他の御意見に係る対応方針です。冒頭でも御説明しましたが、本基本プランは、三鷹幼稚園跡地に係る利活用の方向性を示すものであることから、施設の企画等の事業実施に関する御意見については、今後の事業内容の検討段階において、これらの御意見を踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

また、施設の運営開始後においても、引き続き利用者の声に耳を傾け、地権者や地域の皆様の御協力を得ながら、よりよい施設運営の工夫に努めていきたいと思っております。

最後に、今後の予定です。今回、御報告しました基本プラン（最終版）については、本委員会での報告後、年度内に三鷹幼稚園跡地利活用基本プランとして策定する予定にしております。また、策定後、年度明けの令和7年4月に「広報みたか」やホームページ等で、市民の皆様に周知を行うことを予定しております。

説明は以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、都市再生部報告の三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）についての行政報告については、質疑が他の部の所管に及んだ場合には、所管外のことなので答弁できない旨の発言をお願いします。

○委員（佐々木かずよさん） おはようございます。よろしくお願いいたします。まず、資料2のA I デマンド交通子育て割引制度の導入について、伺います。ここに2の制度内容というところに、お子様連れの方は割引ということなんですけれども、母子手帳を運賃支払い時に提示するということなんです。これ、母子手帳を持参していなければいけないのか、あとは、例えばマタニティマークが代わりになるという御検討はなされないのか、伺います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 記載のとおり、基本的には、母子手帳を皆様、お持ちだと思われますので、それを御提示していただくというのが基本かなというふうには考えておりますので、確かにバックとかにマタニティマークが付いている方、いらっしゃいますけれども、やはり、その届出をして、母子手帳を交付された方というようなところで確認をさせていただきたいなというふうに

# [速報版]

は考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。じゃあ、見た目とかでもなくということですね。分かりました。

あと、資料3のコミュニティバスの今後の検討方針について、よく調べていただいてありがとうございます。非常に私、北野に住んでおまして、この判定Cというのに、まさに実感する住民の1人でございます。来年度、この調査見直しを行うということを伺いましたが、この地元の方々、非常に移動に苦勞されている御高齢の方が多地域でございますので、見直しをして、来年度にも実証実験なんていうスピード感というものは期待しちゃうんですが、来年度は調査見直しで一旦止まって、その先に、何年かけてという認識でよろしいでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 何年もかけるというようなものは想定しておりませんが、まずはコミュニティバスのこういった検討の方針を策定をしまして、ここに記載のあるような形と、あと施政方針のほうにも書かせてもらっていますけれども、今のルートがどういう状況なのかというのをしっかりと調査をして、その状況を踏まえて、検討していく必要があるだろうなというふうなところが、まず第1弾です。

そこには、地域の方々、いらっしゃいますので、地域の方とも、その結果等を踏まえまして、意見交換等をさせていただきながら、その後の方針とか、そういったところの検討を深めていきたいなというふうには考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 地域の意見もぜひ丁寧に聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、資料4-1の三鷹幼稚園跡地利活用基本プランについて、1つだけ伺います。皆様の主な御意見を拝見しますと、多世代の交流できるスペースが望まれているのではないかなというふうに、私は思うんですが、もちろん、お子様、若者というのものもあるんですが、高齢者という文言というのは入れないでいくんでしょうか。老若男女の集まるようなオープンな空間にしてほしいという御要望もここにあるんですが、今のところ、お子様ということで、年代が区切られて計画がありましたけれども、そういう多くの年代が集まるということは、今後の検討の中ではあるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） まず、基本的には、このプランにあるように、子どもの居場所とか、子どもの皆さんが中心に集まる場所として位置づけております。でも、やはり保護者の方、おじいちゃん、おばあちゃんというのものもあるかもしれませんし、そういう方が一緒に入って、そこで活動するということはあると思います。でも、今、佐々木委員のおっしゃるのは、もっと多世代ということで、当初から高齢者の方も含めてというようなことだと思いますけれども、それについて、今は原則考えていません。

でも、今後、先ほど、最後のほうで説明いたしましたけれども、事業運営後、そういったものがこの地域にとっては必要だねというような状況になった暁には、そのときには改めて方向性をまた考えていきたいというふうに思っております。

○委員（山田さとみさん） よろしく申し上げます。まず、資料2のA I デマンド交通子育て割引制

# [速報版]

度の導入について伺います。2番の制度内容で、先ほども母子健康手帳の質問がありました。この母子手帳を見せるときに、乗務員さんがばあっと分かるのかなというのがあります。もちろん、公式に交付されたものなので、正確性みたいなものはあると思うんですけど、乗務員さんが見るポイントみたいなものも、乗る方も乗務員さんにもお伝えしたほうがいいと思っていて、それが出産をしたページがあるじゃないですか、病院が書くところとか、あるいは、妊婦さんであれば、表紙を見せるだとか、そういう細かいところも、ぜひすり合わせて、このページを見せてくださいみたいなところが必要なのではないかなと思うんですが、その辺りはどのように御検討されているのでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 母子手帳を、運転手さんもそうなんですけれども、利用者の方も、この制度が始まる際にまた広報をしたいと思いますので、その際にこういったポイントの、こういったところをちゃんと見せてくださいとか、あと、運転手さんについても、そもそも母子手帳ってこういうふうになっていますよというようなところも含めて、そこら辺は、運転手さんへの教育というか周知と、利用者の方々への周知、こういったものは併せて、新年度に入りましたら準備をしていきたいなというふうには考えております。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、資料4-1、4-2の三鷹幼稚園跡地利活用プランなんですが、資料4-2で見ていくんですけども、2ページの施設計画の最後のところで、この書き方にちょっと違和感を覚えたというか、もしほかにいい表現方法があれば、検討していただきたいと思うのが、学校へ行けない子というところが、すごくいけないことをしているみたいに、そういう当事者が見たら思ってしまうんじゃないかなと。

分かるんですよ、義務教育の中で行けなくなっちゃったというのは、書き方として間違っていないと思うんですけど、例えば学校に足が向かない子とか、何か少しいい表現があったら考えてほしいなあというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 言葉の表現につきましては、我々も悩みながらこの言葉を選んだところなんですけれども、いただきました御意見を踏まえて、再度、どうするかは検討させていただきたいと思います。

○委員（山田さとみさん） よろしく申し上げます。7ページなんですけれども、施設名称の公募、ぜひ市民の皆様に着目していただきたいと思うんですけども、いつ頃、どのように、この公募について周知されるのか、伺います。周知については、ぜひ利用してもらおうお子さんたちにも知っていただく機会にさせていただきたいと思いますので、学校のタブレットを使ったりとか、何かしら、子どもたちにも参加してほしいなという思いも含めて、質問させていただきます。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 公募の時期につきましては、当然ながら、施設の運営開始までには決定しなければならないものなんですけれども、現時点でどのタイミングで、どんなふうにするかということは未定になっておりますので、いただいた御意見も踏まえて、今後その公募の方法や周知の方法などを検討してまいりたいと思います。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。交通総合計画は、パブリックコメントがゼロ人だったというのは、ちょっと残念だったなと思うんですけども、交通安全教室の参加数の目標値が上がりました。3,000人上げたということですが、どのようにして上げていく計画なのでしょうか。

# [速報版]

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 交通安全教室の中には、小・中学校で行っている交通安全教室も含めています。来年度から、前回の委員会で御報告しましたスケアードストレート、スタントマンの方による交通事故再現の教室を実施していない中学校について、三鷹警察署と連携をして、交通安全教室の事業を行いたいというような今計画をしております。そうしますと、中学校、毎年4校から5校ぐらいの学校の生徒さんに授業を行うことができますので、そうした数字もプラスすることで、この4.7万人を達成できるのではないかなというふうには見込んでおります。4万人ですね、4.0万人。

○委員（紫野あすかさん） 増やすことはいいことだなと思います。よろしくお願ひします。

あと、AIデマンド交通子育て割引制度、西部地区で高齢者、障がい者に加えて、新たに妊娠中の方、子育て中の方に拡充されたということは、大変歓迎したいと思います。これ対象を3歳未満の乳幼児とされたのは、どうしてでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、妊娠期からゼロ歳、1歳、2歳ということで、そうした妊娠された人と、出産初期の方々への移動支援といったのが、まずは主眼です。生まれた後も、ゼロ歳児、1歳児、健診が多くあると思いますので、そうした方々で、かつ、小さいお子様を連れているといったところで、乳幼児といったところを基本に考えております。

3歳児健診もあるんですけども、自転車の後ろに乗せたりとかという自転車も、やはり1歳以降、2歳ぐらいからは後ろに乗って自転車に乗る方も多くなっていきますので、そうしますと、抱っこ、おんぶして行かないといけないというような形で考えて、ゼロ歳、1歳、2歳というような形で設定をしたところであります。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。ありがとうございます。申込みの際にも、妊娠していませんとか、乳幼児がいるというふうに申請するシステムになっているのでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 運用の開始に当たっては、予約のフォームについても、そういった形で入力できるように変更していきたいというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。当日になって、母子手帳を忘れちゃったというような場合、臨機応変に何か対応していただけるのでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 今、現時点では、母子手帳を持参していただいて、それを提示していただくことで、割引サービスを受けることができますよというような形で、まずは広報していく必要があるかなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん） 高齢者のシルバーパスでも、よくバスに乗るときに、忘れちゃったけど、見れば分かるでしょう、みたいな感じでオーケーになる場合もありますので、明らかに赤ちゃんがいるなというような場合は、臨機応変に対応していただけるとうれしいなと思います。

あと、コミュニティバスです。地域の交通手段として、特に平日の昼間などに利用されている高齢者も多いと思います。今回の検討要素判断指標では、判定Bがついている三鷹台、新川、中原。特にCの判定がついている北野では、見直しが加速しそうな印象です。利用者側のルートの問題とか、利用者側の問題ではなく、この指標3の運行事業者側の問題で、北野なんかはバツまでついていると、大変心配になるんですけども、この事業者との協議などで改善できる可能性のある課題だというふうに捉えていいのでしょうか。

# [速報版]

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん）　　まず、バス事業者の課題については、2024年なので、昨年からの改善基準告示の施行に伴いまして、運転手さんの働き方が特に厳しい時代になってまいりました。路線バスも含めて、三鷹市もその範囲内に入っておりますけれども、路線バスの減便等も発生しております。そのような中で、コミュニティバスだけ見直しを行わないで、無傷でいるというのはなかなか考えにくい時代になってきたかなというふうには、肌感覚としては思っております。

この資料3については、事業者側の体制というようなところで、外的な要因ではありますけれども、やはり、運行事業者としても、利用者の数とか、そういったところから、運行状況、今のバス便全体を継続していくためには、バス事業者としての見直しも必要だろうといったところでの話し合いもさせていただきながら、こういった指標の、マル・バツ・三角をつけさせていただいたというような形になっております。

○委員（紫野あすかさん）　　今後、高齢化が進む中、バス、またコミバスの必要性は高くなると思っております。バスの事業者の状況も大変だという現状はすごく分かるんですけども、市民の足として、できるだけ継続を追求していただきたいと思っておりますし、詳細な調査や市民、利用者の声を聞いていただきたいと思っておりますし、運行事業者側の問題なんだけれども、必要に応じて、国にも予算要望とかしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん）　　国はこれまでもあまりないんですけども、東京都と意見交換する中では、公共交通の継続性といったものは大事な要素であるといったのは共有をしています。その上で、バス事業については、コミュニティバスだけではなくて、路線バスも含めて、運行継続、便数の維持、増便というのは今の時代、なかなか難しいですけども、そうしたことに対する補助制度ですとか、そうした支援といったところは、特に路線バスですけども、広域自治体が担っていくべきなのかなというふうには考えておりますので、引き続き、東京都と話す機会があれば、そういったところも共有していきたいなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん）　　なるべく高齢者が外に出かけるチャンスを妨げないように、ぜひお願いしたいと思います。

あと、三鷹幼稚園跡地の利活用ですけども、意見募集により、30人以上の方、比較的たくさんの方から具体的な声を聞けたということは、大変よかったと思っております。この声の中に、緑を残してもらいたいとか、緑化で夏場の待機所にしてほしいという意見が載っていますが、もう既に敷地の樹木は伐採されてしまいました。6ページの事業費の中に、みどりの庭にかかる整備等費用と書かれており、そこには最小のコストで最大の効果が得られるような適切な施設計画を進めますというふうに書いてあります。みどりの庭、緑に親しむ機能と書いてあるんですけども、みどりの庭はどのようなものをイメージして計画されておられますか。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん）　　基本プラン（最終案）の4ページのところにも「みどりの庭」というふうに書かせていただいておりますけれども、植栽等を行いまして、緑の多い庭を、市としてもこれから植栽を行うということを考えておるところでございます。

○委員（紫野あすかさん）　　この3ページのイメージ図では、木はあまりないような印象。真ん中に緑の丸があるんですけども、周りにはないのかなという印象を持つのと、やっぱり夏の暑さもあります

# [速報版]

ので、できるだけ木陰がたくさんできるように、たくさんの樹木を整備していただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） みどりの庭を配置していきたいという、こういう基本的な考え方を示しているところですので、今後、今施設の設計や、これからまた建設整備が始まる場所でもありますので、その状況を見ながら、どのように植樹をしていくのかということも、地権者の方と調整を重ねながら進めていきたいと思っております。この3ページのイメージというのは、あくまでもイメージでありますので。ただ、地権者との間で、あまりこの敷地の近くに、敷地の境界にまた高い樹木を植えたりすると、近隣の方々への迷惑というのがあって、それで刈ったところもありますので、そういった近隣のことも考えながら、でも、この緑の中で子どもたちが遊べる、過ごせるような施設になるよう、考えていきたいと思っております。

○委員（吉田まさとしさん） よろしくお願いたします。まず、AIデマンド交通の子育て割引なんですけど、非常にいいことだと思います。先ほどから、皆さん、母子手帳に関するところでいろいろ意見が出ているんですけども、例えばこれ、事前予約の際に写真を添付で先に送ってもらうとか、乗るときに手が塞がっているお母さんは多いと思うので、そういった工夫を今後検討していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 写真を添付をしたりとかというような機能が今の予約のシステムにないので、それを入れようとする、なかなか大がかりなシステム改修になっちゃうんじゃないかなというふうには思いますので。母子手帳、私の感覚的なところだと、皆さん、うちの子もそうだったんですけれども、出かけるときには、未就学児のとき、お出かけするときには、私も、大体母子手帳を持ってお出かけをしていたなという記憶があるんです。なので、そういったところで、基本的には提示をしていただくというのをベースに考えていきたいなというふうに思っております。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。ありがとうございます。何かしら、実際のところ、不具合が生じたときには、いろいろな角度から検討いただきたいと思っております。

それから、三鷹幼稚園跡地のところの資料4-2の一番最後で、追加になった施設機能の見直しというところ、一定期間施設運営を行った後、見直しを検討するということなんですけど、その見直し、実際に建物に関して見直し、改築なんかが必要となった場合の費用、これは地権者さんに負担していただくようになるのでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） そこまで、まだ確認をしているわけではありませんけれども、どうしても施設のハード面で見直しなればいけないということが生じたときには、地権者の方に御相談の上、内容にもよると思うのですが、躯体そのものを大きく変えたりするものであれば、また大きく金額も張るものとなれば、難しいところもあるかもしれませんが、市側のほうで運営に当たって少ししつらえを変えるみたいなものであれば、それは御相談の中だと思いますけれども、極力、財政、お金をあまり使うようなことがないような形で考えていきたいと思っております。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。そうですね、話し合いをしながらということで、進めていただきたいと思っております。

以上です。

# [速報版]

○委員（半田伸明さん） 幼稚園跡地の利活用、4-2、赤字が今回追加になったということですね。それで、基本的なことをもう一回確認したいんですが、例えば議案とか、予算とか、個別計画だとか、様々なことが理事者協議に普通は上がりますね。この基本プランは理事者協議の対象になったのか、なっていないのか、そこから入ります。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） この基本プランのほうは、案の段階で理事者のほうまで上げて協議をしているところです。

○委員（半田伸明さん） ということは、今回の赤字の追加分は理事者全員が納得をしているということによろしいですか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 理事者協議の中で、こういったものも踏まえるということで、理事者も確認しております。

○委員（半田伸明さん） くどいようだけど、確認しますね。その理事者というのは全員ですか。要は、その所管ごとに、今はこれ都市再生をやっているわけでしょう。都市再生担当の理事者だけなのか、第一副市长、第二副市长も入っての理事者としての全体が納得しているのか、ここを一応確認したいと思います。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） この基本プランを策定に当たっては、都市再生部の所管ということで、久野副市长、市長含めて検討しておりますけれども、この間お話ししたように、この後、年度が明けた後、実際の運営に当たっての内容というものも多々ありますので、子ども政策部も一緒にその協議の中に入りまして、その協議に当たっては、所管する第一副市长のほうにも、この内容については確認をしておりますので、理事者協議の場には、今の記憶だと第二副市长はおりませんでしたけれども、第一副市长には確認をした上で、ここに至っております。

○委員（半田伸明さん） 教育長は、理事者協議には入らないの。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 今、担当部長が申し上げたように、基本的には所管する関連の部の副市长が担当しておりますので、これが学校教育とか、学校での活動に関するようなところであれば、教育長同席というようなところもあります。それは、やはり案件によって変わりますので、この三鷹幼稚園跡地の協議においては、関連する第一副市长、第三副市长がそれぞれ理事者協議の場にいるというような状況になっております。

○委員（半田伸明さん） 子どもは、所管は第一だけ、確認します。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 子ども政策部の担当副市长は第一副市长です。

○委員（半田伸明さん） 何が言いたいかという、山田さんと同じことなんだ。この学校に行けないという表現は失礼極まりない。しかも、それを最終案に出してくるという根性が全く理解できない。これ、該当の不登校のお子さんが見たら、どう思いますか。行くわけないよ、こんなこと書かれていたら。これを教育長はその場になかったということだから、しょうがないけど、これを副市长が通過させたこと自体を、私は非常にあきれいています。仕事していないじゃん。教育長は今、不登校についてどういう姿勢でやっていますか。

彼は、本会議の私の一般質問の答弁、9月だったか、12月だったか、やったけど、やれることをやるというふうな表現で、不登校に対して真剣に取り組む熱意を示したんですよ。この学校へ行けない子

# [速報版]

も含めという表現が。教育的に見て間違いないか、子育て的に見て間違いないかを、これ、所管とか、そういうくだらない話じゃないんだよ。何でこういうところ、気づかないのかなと思うわけ。ここは、当然削除して当たり前ですよ。

これね、これを出してきた感性を私は疑いますよ。いかがですか。

○副市長・都市再生部長事務取扱（久野暢彦さん）　　そういった表現について、理事者協議の中で確かに教育長はおられなかったんですけども、私のほうで、理事者協議は受けておりましたので、そういった配慮が足りなかったのであれば、おわび申し上げます。

それと、先ほど次長も申しあげましたとおり、表現については検討いたします。

○委員（半田伸明さん）　　久野さんよ、配慮が足りなかったって、本当に意味分かってんの。本当に配慮が足りなかったと思っているの、これ。学校へ行けない子を含めという言葉、不登校のお子さんがこのプランを見た瞬間に、行かないないだろうなって、頭が働かない時点で、これ、駄目ですよ。こういうのが大事。ただ施設のプランを作ればどうのこうのって、そういう問題じゃないんだな。子どもに関する権利の条例の話も進んでいくわけでしょう。こういうところの感性をきちっと働かせないと駄目だと思います。

今、一言お願いします。

○副市長・都市再生部長事務取扱（久野暢彦さん）　　感性が足りなかったというのであれば、おわび申し上げます。確かにこういう表現について、私自身が丁寧にここを読んで考えてはいなかったかもしれません。申し訳ありませんでした。

○委員（半田伸明さん）　　今認められたからいいけど、読んでいないとしか思えないんだよ。普通に読んだら、ちょっと待って、これってなって当たり前なんだ。しかも、それを最終案でばこんと出してくる時点で、もう何やっているんだになるわけです。いいですか。ここの文章は教育にきちんと確認をとる、子ども政策部にも一応確認をとる。あともう一つ、東西の多世代交流センターの職員にも見てもらう。実際に、多世代交流センターに学校には行けないけど、ここは居場所だというお子さん、実際にいらっしゃるんですよ。こういう表現をしてどうだろうと、上に立つ人間じゃなくて、現場の職員にも見てもらう。こういうのが大事なんです。お願いしますね。

これは、失礼を承知ではっきり言わせてもらいますけど、人権侵害の表現ですよ。不登校のお子さんがこれを見たら、どう思うという発想にならない時点で終わっているんだ。これは必ず修正をしてもらいたい。これは最終案なので、この後、成案になるかどうかのチェックは当然入りませんよ。なぜなら最終案ですから。だから、最終案にこういう文書を出してくる時点で、もういろいろと終わっているわけですよ。私は、これ、本当にあきれました。だから、副市長ともあろう方が、この文章をまず見て、これは引っかけりそうだな、教育に確認しようかな、子どもに確認しようかな。子どもを通じて、実際の不登校のお子さんが通っている、居場所になっているであろうセンターの職員に確認しようかなって思わなきゃ駄目なんだ。きちんと修正してくださいね。

終わります。

○委員長（土屋けんいちさん）　　以上で、都市再生部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん）　　休憩いたします。

# [速報版]

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。

○（さん） ……1件目は、昨年8月の本委員会で1.5億円を超える工事契約として御報告いたしました、新川ポンプ場機械設備等改築工事に関するものです。当該工事は、令和6年度、令和7年度の2か年度にわたる工事ですが、令和6年度工事分の出来高に変更が生じ、予算の一部を令和7年度に繰り越す必要が生じましたが、地方公営企業法の規定によりまして、予算の繰越し等について、議会の議決を要しないことから、予算の繰越しについて、本委員会に御報告をさせていただくものとなります。

10件目は、牟礼地区生活道路緊急案安全対策の1つとして取り組んでまいりました、三鷹台団地通りの歩道整備に関する御報告となります。歩道整備の工事内容が固まり、地域の方々への説明等を行ってまいりますので、事業概要について御報告をさせていただくものとなります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

○都市計画課長（梶原一郎さん） 私のほうからは、資料1から資料4について御説明をさせていただきます。

まず資料1、「（仮称）三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（案）」に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所についてを、御説明いたします。資料1-1を御覧ください。「（仮称）三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（案）」に係る市民意見への対応についてです。本計画の案は、1月6日から1月27日までパブリックコメントを実施し、5名の方から19件の御意見をいただきました。

資料1-1の3ページをお開きください。御意見のナンバー11、2番目ですが、新しい公共施設は、20年後、50年後に持て余すことにならないようにしてほしいという御意見については、対応としまして、まる2、事業実施の中で検討しますとの回答にしております。

また、そのほかに、2ページのナンバー4、空き家について早く対応すべきという御意見や、4ページのナンバー15、野川の河川対策をすべきという意見については、東京都が実施するものも含めまして、いただいた意見に関連する施策を本計画の中で位置づけているため、まる3、既に計画に盛り込まれていますとの回答にさせていただいております。

そのほかの御意見としまして、国立天文台周辺のまちづくりの取組や、事業への反対に関する意見がありました。本計画は令和6年10月に策定した国立天文台周辺地域土地利用基本構想に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めているため、まる4、対応は困難ですと回答しております。

その他の御意見については、後ほど御覧いただければと思います。

次に、資料1-2、1-3を御覧ください。1-2は、パブリックコメント実施等に伴う（仮称）三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（案）からの主な変更点となっております。また、資料1-3は、その変更点を反映させた三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（最終案）となり、それぞれ変更した部分にはアンダーラインを引いております。この中において、パブリックコメントの意見による修正はございませんが、別途、策定を進めている個別計画や、事業の進捗等を踏まえて、文章の表現等を修正しておりますので、資料1-2を用いまして、主な変更点を御説明させていただきます。

資料1-2、1ページを御覧ください。中段の第3章、立地適正化の方針と目指す都市形成のイメージ、3、目指す拠点と公共交通軸のイメージです。井口特設グラウンドの北側のグラウンド部分の名称

# [速報版]

が井ログラウンドに決定したことから、拠点名を変更しています。

続きまして、その次、4、拠点形成の方向性です。国立天文台周辺における拠点形成の方向性において、国立天文台周辺地域土地利用基本構想の内容について、分かりやすく伝わるよう文章を精査しております。

2ページを御覧ください。4、拠点形成の方向性です。井ログラウンド周辺における拠点形成の方向性において、グラウンドの整備など、事業の進捗を踏まえて文章を精査しております。

その下、第5章、居住誘導区域の3、居住誘導区域の項目です。居住誘導区域の境界の精査等により、面積を修正しております。

次に、その下、下段の第8章、計画の見直しと目標値の設定の2、定量的な目標値の設定です。居住誘導区域内の人口密度について、先ほどの居住誘導区域の面積を修正したため、令和13年の修正値が修正となっております。

次に、3ページを御覧ください。2、定量的な目標値の設定です。別途策定を進めている三鷹市交通総合計画2027に合わせまして、路線バスの1日平均客数を市内路線バス乗車数に変更しております。なお、令和13年、令和17年の数値については、令和9年の数値を中長期的にも維持を図る視点で設定をしております。

その他、主な変更点としては、お示ししておりませんが、本冊の中の第2章の人口に関する図面の修正ですとか、各個別計画との表現の整合、それから第8章のほうで目標値を設定しておりますが、そちらの出典が分かるように追加などを行っております。

説明は以上です。なお、本計画については、3月24日に開催予定の都市計画審議会の議を経て、3月末の計画策定を予定しております。

資料1については、以上です。

続きまして、資料2、三鷹市土地利用総合計画2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について、御説明をさせていただきます。

資料2-1を御覧ください。「三鷹市土地利用総合計画2027（案）」に係る市民意見への対応についてです。本計画（案）は1月、先ほどのものと同様、パブリックコメントを実施し、4名の方から8件の御意見をいただきました。意見への対応の方向性として、国立天文台周辺のまちづくりに関することに対しては、先ほどの案件と同様の理由から、まる4、対応は困難という形で御回答をさせていただいておりますが、それ以外の都市計画道路ですとか、市道の整備などの道づくりに関することや、牟礼の里農園括弧（仮称）の樹木の伐採に関する事などの御意見につきましては、まる2の事業実施の中で検討しますとの回答にさせていただいております。

続きまして、資料2-2及び資料2-3を御覧ください。こちら、先ほどのものと同様、資料2-2のほうが、パブリックコメント実施等に伴う三鷹市土地利用総合計画2027（案）からの主な変更点となります。また、資料2-3のほうは、その変更点を反映させた本冊となっております。それぞれ変更した部分にはアンダーラインを引いております。本計画におきましても、パブリックコメントの御意見による修正はございませんが、別途策定を進めている個別計画や、事業の進捗等を踏まえて修正がございます。

# [速報版]

それでは、資料2-2の3ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。3ページの上段です。道づくりとともに進めるまちづくりの項目ですが、前回の本委員会におきまして、「交差点すいすいプラン」の5か所がどこだか分かりづらいという御意見がございましたので、場所を追記させていただきました。

めくっていただいて、4ページにお進みください。4ページの上段の項目で、旧、前の記載でまるし、公共住宅の充実と記載されている箇所でございます。昨年12月に開催した都市計画審議会において、古いアパートに単身高齢者が入居している場合、環境改善を求めて引っ越しを検討しても、様々な事由から思うようにいかないことがあるため、住環境改善について記載してほしいという御意見がございました。そのため、民間住宅ストックを活用した住宅セーフティーネットの充実を図り、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援することについて記載を加えております。

続きまして、その1つ下の項目4、住みよい環境を目指すまちづくりの項目でございます。三鷹駅南口中央通り東地区の再開発において、高度利用地区等の都市計画手法だけを記載しておりましたが、目的が記載されていないという御意見をいただいております。そのため、新たに「老朽化した市街地住宅の建て替えと併せて、土地の有効活用並びに中心市街地としての活性化及び防災性の向上を目指し」という目的を、文章に追加させていただきました。

資料2についての説明は以上です。こちら、先ほどのものと同様、3月24日の都市計画審議会の議を経て、3月末に計画策定を予定しております。

続きまして、資料3、「三鷹市景観づくり計画（案）」に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所についてでございます。本計画（案）は、同様に1月6日から27日までパブリックコメントを実施してございまして、2名の方から3件の御意見をいただいております。

資料3-1を御覧いただいでよろしいでしょうか。御意見のナンバー1、大沢の里付近の湧水を整備してほしいという御意見ですとか、あとはナンバー2、ナンバー3の三鷹駅南口駅前広場の喫煙所やミストシャワーが玉川上水周辺の景観にそぐわないという御意見をいただいております。今後、同じような事業を行う際に参考にさせていただくということで、まる5、その他という形の対応とさせていただきます。

続きまして、資料3-2及び資料3-3でございます。こちら同様に、3-2については、パブリックコメントの実施に伴う三鷹市景観づくり計画案からの主な変更点となっております。

資料3-3については、その変更点を反映させた本冊となっております。それぞれ変更箇所にはアンダーラインを引いております。本計画におきましても、パブリックコメントの意見による修正はございませんが、景観審議会ですとか、都市計画審議会などからいただいた御意見や、他の事業の進捗を踏まえた修正がございますので、資料3-2を用いて、主な変更点を御説明させていただきます。

資料3-2、1ページを御覧ください。3番目の下部のほう、第2章、景観の特性と課題。1、三鷹らしい景観の特性と課題の項目でございます。景観づくりに当たりましては、自然景観を踏まえることについて、グリーンインフラの取組が求められているということで、その記載を追記しております。

続きまして、2ページです。2ページ上段にコミュニティの景観についての項目がございますが、空き家等の新たな課題を踏まえた景観づくりに取り組む必要があるということで、そちらの内容を追記し

# [速報版]

ております。

次に、その下、(1)、農のまる1、自然の景観の特性の項目でございます。北の里（仮称）において、北野情報コーナーを中心に、雨庭等のグリーンインフラの取組を地域と協働して進めておりますので、そちらを事例として追記しております。

次に、3ページを御覧ください。(1)、農ですとか、(3)、にぎわいについて、過去の数値と比較できるように、緑被率、農地面積、道路延長の推移を追加しております。

続きまして、4ページを御覧ください。4、景観づくりのための誘導。2、景観づくりの方針、(2)、農の項目でございます。こちら、そのページの一番上、国や都の生産緑地の買取り等の支援制度を活用していくとともに、相続税等の土地税制の改正を国や都に要請していくことを追記しております。

また、2番目の中段、相続等で土地利用を転換される際は、一部でも市民農園として活用するなど、農地を残すための方策を検討し、協議していくという内容の表現に変更しております。

次に、5ページを御覧ください。第5章、景観づくりに向けた取組の3、市民主体の景観づくりの支援では、地区計画に加えて、景観地区を定める際も、建築物の制限に関する項目を定めることを検討するという内容に変更しております。

資料の説明は以上です。こちらの計画につきましても、3月18日に開催する予定の景観審議会と、先ほどの3月24日、都市計画審議会の議を経て、3月末の計画策定を予定しております。

資料3については、以上です。

続きまして、資料4、三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所についてでございます。こちらの計画につきましても、先ほどの3つの計画と同様の期間でパブリックコメントを実施しましたが、本基本構想に対する御意見はございませんでした。

主な変更点もございませんでしたので、資料4-1のほうに、最終的な（最終案）という形で、本冊をお示しさせていただいております。

資料4の説明については、以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） ただいま、市側の説明の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。

○委員長（土屋けんいちさん） それでは、市側の説明を続けます。

○ファシリティマネジメント担当課長（石川隆司さん） 私のほうから、3、行政報告、(2)、都市整備部報告のオ、三鷹市公共施設等総合管理計画（改定）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について、御報告させていただきます。資料は5のほうになります。本件につきましては、令和7年1月6日から27日までの間にパブリックコメントを実施し、資料5-1にありますとおり、1名の方から1件の市民意見が提出されました。

本冊の5-3、該当ページ26にあります、施設類型ごとの管理等に関する基本的な考え方の今後の取組として、道路に関する基本方針の2に記載のあります透水性舗装など、環境に配慮した整備を推進しますは有効だと思えます。賛成です。街路樹の管理を行い、緑の質の向上など、グリーンインフラに

# [速報版]

力を入れてくださいといった意見がございました。これに対応する方向性としましては、安全で快適に利用できる施設を目指し、引き続き環境に配慮した整備や、安全性と緑の質に配慮した街路樹の維持管理に取り組んでまいりますとして、対応いたします。

次に、資料の5-2、主な変更点になります。パブリックコメントの意見の反映としては、変更点はございませんが、下水道施設について並行して取組を進めていた三鷹市下水道再生計画を整理していく過程で、文言や数値などが変わった箇所、こちら、本冊の18ページの部分になりますけれども、そこから、アンダーラインで示している部分の変更と併せて、同じページにあります、下の図の17、今後の維持保全経費のシミュレーションの比較について、図の差し替えを行っております。

資料5の報告は以上となります。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 私からは、同じく都市整備部報告、カ、三鷹市緑と水の基本計画2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について、御説明させていただきます。パブリックコメントの概要でございますが、11名の方から30件の市民意見が提出されたところでございます。

資料6-1が市民意見をまとめたもの。資料6-2が、パブリックコメントなどに伴い計画を変更した資料となります。資料6-3が、三鷹市緑と水の基本計画2027（最終案）となるところでございます。

それでは、まず主な市民意見を御説明いたします。資料6-1を御覧ください。5ページ目、ナンバー24、一番下段でございます。多かったのが、牟礼の里農園について御意見をいただいております。皆さん、梅の木を残してほしいという御意見をかなり受けまして、対応としては、まる2、事業実施の中で検討することとしております。

資料6-2を御覧ください。6-2に沿って計画の変更点を御説明させていただきます。1ページ目でございます。こちらは、ヒートアイランド現象と、その対策について記載してほしいとの御意見を受け、下線部のとおり、「特に、都市部では」から「グリーンインフラを増やすことが必要です。また、」までを追記しているところでございます。

続いて、2ページ目を御覧ください。こちらは、前計画の達成状況について記載が必要ではとの御意見を受け、(3)、前計画目標値の達成状況の項目を設けまして、下線部のとおり、その内容を追記しているところでございます。

続きまして、資料3ページ目、上段でございます。こちら、前計画の目標値を記載して、実績と比較できるように。そして、また、グラフで分かりやすくという記載に関する御意見をいただきました。また、下段ですが、かまどベンチの写真の追加ということで御意見を受けまして、掲載しているところでございます。こちら、ちょっと分かりづらいので、本冊のほうで説明させていただきます。本冊の資料6-3でございます。14ページを御覧ください。

14ページ、表2-1、緑の状況変化というのがございますが、一番右の列、前計画の目標値というところを記載しております。こちらで、令和5年度の実績と比べて、目標が達成できたか、未達成だったかというのが分かるようになっております。下のほうにグラフを追記して、年次経過による増減が分かりやすくなりました。

# [速報版]

続いて、資料はそのまま、6-3の39ページを御覧ください。39ページになります。右の下のほうにかまどベンチ、これ、実際に訓練している災害訓練のときのベンチの写真を追記しているところがございます。

それでは、資料6-2にお戻りください。4ページ目、上段になります。こちらは、本委員会の委員より、井の頭住区は、三鷹台の駅前にもロータリーができて、変わっている地域なので、現状に即した記載をとの貴重な御指摘を受けて、下線部のとおり「三鷹台駅前周辺地区については」から、「まちづくりに取り組んでいます」に修正しているところがございます。

次に、4ページの2段目、緑の大空間とは、井の頭恩賜公園一帯、国際基督教大学一帯、国立天文台一帯を表しているところですが、管理者と連携を図っていただきたいとの御意見から、下線部のとおり、「それぞれの管理者との連携を図りながら、緑の保全・活用を目指す。」という記述に修正しているところがございます。

次に、3段目、野川の流域に豊かな自然環境や生態系が残っていること、市民の憩いの広場であることを記載してほしいとの御意見を受け、河川部のとおり、「野川流域の中でも豊かな自然環境や生態系が残っており、」と、市民の憩いの広場を記載しているところがございます。

4ページ目の一番下段に関しましては、「生態の道」を「自然にふれあう道」と修正してほしいということで、この修正により、非常に分かりやすい表現になったなというふうに感じているところがございます。

次に、5ページ目を御覧ください。上段は、公園緑地面積を拡大してほしいという要望を受け、具体的な取組として、下線部のとおり、「なお」から、「東京外かく環状道路の蓋かけ上部空間等における暫定広場の利用に取り組みます。」と追記しております。

そして、中段でございますが、「生物の生育環境に配慮して」を野川の前に表記し、また、地域の歴史を大事にしてほしいとの御意見を受け、下線部のように「地域の歴史と文化財の保全に配慮」へと修正しているところがございます。

5ページ目の下段は、樹冠の説明と、イラストの追加の御意見を受けて、追記しているところがございます。

私からの説明は以上になります。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 私からは、資料7から資料9について御報告させていただきます。

それでは、資料7、「三鷹市下水道経営計画2027（案）」に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について御報告します。資料7-1を御覧ください。1月6日から1月27日までパブリックコメントを行い、1名の方から、下水処理の方法に関して御意見をいただきました。意見の内容と対応の方向性については、記載のとおりで、計画に反映はいたしません。今後、新たな下水処理システムの研究等を行う際には参考にさせていただくこととしております。

次に、資料7-2を御覧ください。パブリックコメントの実施等に伴う三鷹市下水道経営計画2027（案）から主な変更点をお示ししています。あわせて本冊も御覧ください。第5章、主な事業・施策の内容においては、5.3、下水道施設の老朽化対策で、予防保全型の維持管理の推進箇所の表の右のとおり、埼玉県八潮市の事故を受けて、下水道施設の点検・調査について追記しました。資料7-3の本

# [速報版]

冊では、21ページの下線部になります。

次に、資料7-2の中段でございます。第6章、下水道財政計画においての1、2は、12月の行政報告で御説明させていただきましたとおり、令和5年度決算による経営指標と、決算予測値等について修正しました。

資料7-3の本冊で御説明いたします。36ページをお開きください。36ページから39ページまでの経営比較分析について、各グラフ上に令和5年度決算分を追加しております。

次に、49ページをお開きください。49ページから62ページまでの将来財政計画について、令和6年12月時点の令和6年度の決算見込み値、及び令和7年度予算を考慮した令和7年度決算見込み値を採用して、再集計しました。その結果を各グラフ等に差し替えました。

資料7-2にお戻りください。第6章、下水道財政計画の3です。使用料の適正化に向けた検証においては、再集計を行い、経費回収率や基準外繰入額の数値を記載のとおり変更しました。経費回収率については、前回の減少に対して、若干の増傾向となっております。

資料7-3の本冊では56ページとなります。

資料7の説明は以上となります。

続きまして、資料8を御覧ください。資料8-1が計画（案）の概要、資料8-2が本冊となっております。資料8-1、三鷹市下水道再生計画（案）の概要についてを使用して、説明いたします。また、資料8-2の現計画からの変更箇所は赤字で示しています。

資料8-1を御覧ください。1、計画の目的について、説明します。この計画は、長寿命化事業と地震対策事業から構成されており、安定した下水道機能を確保することを目的としています。また、三鷹市下水道経営計画の策定に併せ、アクションプランである本計画についても、計画期間を令和9年度までとして策定を行うものです。

2、計画概要についてです。取組内容については、計画期間以外、現計画から大きな変更はありません。各事業の取組については、本冊ページを示しましたので、御参照ください。

3、現計画からの主な変更のポイントについてです。(1)、管路の長寿命化事業について、布設から30年以上経過した主に中大口径管路、約80キロについてスクリーニング調査を完了し、調査の結果、改築対象は約2キロでありました。令和5年度末までに約0.8キロの改築工事を行いました。今後は、順次残りの工事を計画的に行うとともに、布設から30年以上経過した主に小口径管路約300キロについて、今後点検を行うスケジュールを示しています。本冊では、18ページから21ページになります。

(2)、管路の耐震化事業としまして、本冊39ページ、図3-1を御覧ください。このイメージ図のような災害用トイレますを、41ページ、表3-6と、表3-7に示した施設に設置しました。なお、今後の地震対策は老朽化対策で実施していきます。

資料8-1にお戻りください。(3)、東部水再生センター及びポンプ場の長寿命化のシナリオについて。下水道経営計画の策定に合わせ、東部水再生センターの廃止時期を令和26年度に仮置きし直しました。廃止時期を延長したことにより、改築事業計画等を変更しました。本冊では、28ページから34ページとなります。

(4)、能登半島地震を踏まえ、国が上下水道一体で耐震化を推進していることから、土木構造物の耐

# [速報版]

震性を満たさない各ポンプ場について、土木構造物の耐震化が難しいことから、再構築を含めた今後の在り方を検討することを追記しました。本冊45ページとなります。

資料8の説明は以上となります。

続きまして、資料9の報告をいたします。6月の本委員会で契約の締結について報告させていただきました。新川ポンプ場機械設備等改築工事について、繰越しが必要となりました。地方公営企業法第26条第1項により、繰越しについては、議会の議決が要らないことから、本委員会で報告させていただくものとなります。

資料9を御覧ください。令和6年度、令和7年度の2か年工事にて予定しておりました新川ポンプ場機械設備等改築工事におきまして、新型コロナウイルスの世界規模によるまん延を発端とした資材の遅延がいまだに収束しないことにより、1年目の出来高が完了しないことが判明しました。そのことで契約内容の変更を行いましたので、御報告させていただきます。

1、工事概要につきましては、変更はありません。2、繰越しによる変更内容は、1年目の出来高が変更となります。連続式自動除じん機が令和6年度の出来高から、令和7年度の出来高に変更となります。出来高変更により、1年目と2年目の支払い額が変更となります。令和6年度当初の支払い予定額は1億6,276万円でしたが、出来高変更により、1億3,348万円となりました。差額分2,928万円が令和7年度に繰越しとなります。

また、今回の変更に伴い、工事監理委託業務の変更はありません。

資料9の説明は以上となります。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 私からは、資料10、牟礼地区交通安全道路緊急安全対策について、御報告させていただきます。

まず1、事業目的です。三鷹台団地通り（市道第172号線）において、歩行者の安全性を確保するため、約230メートルの歩道設置に向けた整備を令和8年度までの2か年で実施します。事業については、UR都市機構に一部土地の御協力をいただき、東多世代交流センター側に歩道を整備します。

次に、2、事業概要です。案内図、右横の平面図を併せて御覧ください。令和7年度は、Ⅰ期工事として、UR都市機構三鷹台団地敷地部分の歩道状空地の拡幅、東多世代交流センターの施設の外構工事等を行います。令和8年度は、Ⅱ期工事として、歩道及び車道の整備を行います。

一番下の整備イメージを御覧ください。歩行者等の安全確保のため、車道を団地側に寄せて、東多世代交流センター側に幅員2メートルの歩道を整備を行います。整備に伴い、樹木2本が影響するため伐採しますが、団地敷地内に補植等を検討します。

最後に、今後の予定ですが、三鷹台団地自治会に対して事業の説明を行う予定です。

私からの説明は以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（佐々木かずよさん） よろしくお願ひします。1つだけ質問させていただきます。今、資料10の牟礼地区生活道路緊急安全対策について伺います。ここ、非常に狭いところなので、大変喜ばしいことなんですけれども、その流れというか、この東八道路からの流入とか、東八道路に向かうというところ

# [速報版]

ろで、あそこは今すごく交通量が多くて、歩道がなくて危ないと思うんですけど、東多世代交流センターから東八道路に向かっていくときに公園があって、その先にスーパーの駐車場があるのは御存じでいらっしゃいますかね。あそこに車が入るのに、信号で止まった車に対して、右折入庫もそうですし、出る車もそうですけど、あそこが非常に歩行者の方、地元の方からすごく怖いという声が多くて、今回、直接、東多世代のところから少し先になってしまうんですけど、ここの交通を考えると、一体的に考えていただきたいというのがありますが、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 今回の事業は、図にお示ししましたエリアまでの工事になっています。質問委員さんのおっしゃるとおり、確かに危ないということになりますので、今回の歩道の整備に伴い、公園の中を一時的に通っていただいて、歩行者の安全性を確保していきたいと思っています。

また、その先については、東八のインターという計画もございますので、その進捗状況を踏まえて、検討していきたいと思っております。

私からは以上です。

○委員（山田さとみさん） よろしくお願ひします。資料8-2、三鷹市下水道再生計画について伺います。三鷹市、一部報道によりますと、下水道の老朽化率が全国で1位というふうに報道がありました。先日、ほかの会派から、代表質疑での御答弁で、これまで戦略的に点検・調査を行われてきたということは理解するものです。しかしながら、先日の陥没事故のようなことも続いておりまして、市民も不安を抱えており、効率的かつ確実な点検・調査が求められると考えています。

17ページのところに、点検・調査計画というのが書いてあるんですけども、これは、従来どおりのやり方が書いてあるんだろうなというふうに推察するんですけども、全国の自治体の中には、下水道にカメラを浮かべて点検する浮流式カメラの活用ですとか、AIを活用した点検作業、これ、従来の半分以下の作業で不具合を見つけるシステムなどがあるようでございますので、新たな点検・調査の可能性についても、ぜひ研究調査していただきたいと考えますが、これについて市側がどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺います。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 通常の維持管理における点検・調査において、今年度実施する緊急点検の結果や国の有識者会議の結果を踏まえて、今後の点検の在り方について検討していきたいと考えております。

また、あと、陥没事故防止に向けて下水道施設の点検や、道路パトロールや、路面下空洞調査などの道路管理の取組と連携しながら、効果的な点検につなげていきたいとも考えています。

私からは以上となります。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 今、課長から言ったとおりなんですけど、国のほうでもいろんな点検のやり方というのも、それだけストックが多い中で、おっしゃるとおり効率的にやっていかないと、やっぱり経費的にもかかるということもありますので、何らかのいろんな新たな手法なんかも基準化されていくんだろうなと思っております。また、様々な点検の方法というのも研究が進んでいくと思いますので、技術開発されていきますので、そういうところを我々もしっかり注視しながら、より効率的で確実なものがあれば、取り入れるような方向で、我々もそういった姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っております。

# [速報版]

○委員（紫野あすかさん） 少しだけ質問させていただきます。まちづくり拠点計画のパブリックコメント、市民の方から忌憚のない声が寄せられています。まちづくりの計画に限らないんですけれども、このパブリックコメントを寄せてくださった方には、市からのお返事もメールでされているのでしょうか。

○都市計画課長（梶原一郎さん） こちらのパブリックコメントについては、市議会ですとか、審議会に報告させていただいた後、その対応の結果についてホームページで公表させていただいて、そちらを御覧いただくという形になっております。特に、まちづくり拠点形成計画については、パブリックコメントだけではなくて、今まで説明会等開催しておりますので、そこでいただいた御意見と、それに対する対応についても、順次ホームページのほうで公表しているところです。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 反対のような意見の方にこそ、丁寧なお返事なり、市からの対応みたいなのが必要かなと感じたもので、質問しましたら、そういうことはなさらないということですね。

○都市計画課長（梶原一郎さん） 今回、特に計画もそうなんですが、国立天文台周辺の土地利用のまちづくりに関する反対の御意見の方から、御意見をいただいております。この方たちは、住区ごとに開催した説明会、大沢の説明会でお越しいただいて、私も直接やり取りはさせていただいていたり、あと、窓口にお越しいただいたり、いろんな形での御意見はいただいております。

その都度、丁寧に回答はさせていただいておりますが、こちらの資料にありますとおり、基本的にはこの基本構想に沿ってこの計画を整合性をとっているというところと、あとは、もしこの国立天文台土地利用の基本構想や、その中でしっかり御意見をいただいておりますという形でお答えはしていますので、また、何かこの考え方の変更や修正等ある場合は、まちづくり拠点形成計画の内容についても、それに合わせて今後の改定で反映していくということで、コミュニケーションをとらせていただいております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。ありがとうございます。今回、この拠点形成の方向性というところの修正で、資料1-2の1ページの下ですけれども、防災上課題のある羽沢小学校という文言がなくなりました。土地利用計画のところでも同じような修正が行われていたんですけれども、これはパブリックコメントの意見を反映されたということなのか、それとも、何か別の意味があってこの言葉をなくされたのか、ちょっとお伺いしたいです。

○都市計画課長（梶原一郎さん） こちら、パブリックコメントを直接というよりも、これらの計画の改定の中で、ほかのいろんな井ログラウンドも含めた取組もそうですけど、計画改定をしながら、並行して各事業の検討ですとか、それから、実際の事業の内容が進捗しているところに整合を取ったものがございます。直接というよりも、その事業のやっているほうでも、いろいろと、また、それぞれ担当部署が市民の皆さんから直接御意見をいただいたりしておりますので、そういった内容を、そちらの部署を通してこちらの計画にも反映したということがございます。

○委員（紫野あすかさん） ありがとうございます。私は、この防災上課題のある羽沢小学校というふうに書いてあるのが、どうなんだろうと思ったので、この言葉がなくなったのはよかったかなという

# [速報版]

ふうに思いました。

あと、下水道経営計画のところですが、さっき山田委員もおっしゃっていましたが、今回、八潮市の陥没事故を受けて、点検・調査の充実が盛り込まれました。この、さっき山田委員が紹介されていた日経新聞が、やはり全国老朽化ナンバーワンという見出しが独り歩きをしているというか、市民はすごく不安に思っているんです。1位が三鷹市で、2位が武蔵野市ということで、3位は大阪と、別の地域になるんですけど。武蔵野、三鷹の隣接しているこの地域が老朽化しているというのは、これまでの歴史的な理由が何かあるのかなと思って、ちょっと市民の方に聞かれて答えられなかったので、何か分かることがあれば、教えてください。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 老朽化といったところていくと、いわゆる築年数で集計されているという内容になっていたのかと思います。ですので、こちらの三鷹や武蔵野のほうは、早くから のほうに取り組んできたということから、当然、早い段階で下水が整備されたので、それだけ年数がたっていると。

ただ、一方で、これまでのこういった計画の取組の中で点検・調査をして、何か不具合とか、そういうのがあれば、そこについては改修を行ってきたというところなんですけれども。ただ、それは余りデータ的には反映されていなくて、単純に築年数でいくと、という割合だけで行ってしまっているの、ああいったような形になっているのかなと思いますので、こういった市の取組なども、しっかり市民の皆さんにお伝えしていくことが重要なんだろうなというふうに思っているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） そうですよ、三鷹は古くから上下水道の整備ができていたという、誇らしいことなんですけど、今回のニュースでネガティブなイメージを持たれている方がとても多いような気がして、すごい残念だなと思っていますので、この検査や調査の充実をぜひ急いでやっていただいて、大丈夫なんだなというふうに思っていたらいいなというふうに感じています。

あと、三鷹台通りの道路舗装、整備のところですけども、あそこはカーブになっているので、先ほど佐々木委員もおっしゃっていましたが、結構危ない道だなというふうに日常的に思っていましたので、歩道の整備はいいなと思うんですけども、三鷹台団地側の歩道がちょっと狭くなって、樹木を伐採して、その分を拡張するということなんですけれども、この木の伐採というのは、大体、あそこは何本ぐらい木があって、どれぐらい切って、それは伐採した分は全部補植というのをするとか、そこまで詳しいスケジュールなんか、計画はまだ立っていないということでしょうか。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 対象の木は2本になります。樹種はケヤキになります。高さは10メートルを超えるような木になっています。移植についても検討はさせていただいたんですが、移植に伴いますと、根をどうしても切らなければいけないということがありまして、根を切って、根巻きをして移植になるんですけど、要はそれに耐えられないというふうなことの判断で、やむを得なく伐採したと。その代わりに、そのURさんの敷地の中に武蔵野に合った木を補植をしたいと考えております。

私からは以上です。

○委員（紫野あすかさん） あそこ、夏は結構日陰がなくて暑いので、できるだけ木はしっかりと、減らすことのないようにしていただきたいと要望します。

以上です。

# [速報版]

○委員（吉田まさとしさん） よろしくお願ひいたします。私も、三鷹団地通りの歩道について幾つか御質問させていただきたいんですが、平面図で言うところのⅠ期工事、多世代交流センターの外構工事となっているんですが、今回、この歩道を広げるために、ここの広場というか、グラウンドというかになっていると思いますけれども、そこの外構、特にこの平面図でいうと上の部分、西北の部分、赤くなっているんですが、ここまでの工事をなぜするのかなというふうに感じたんですが、よろしくお願ひします。

○道路管理課長（古賀 豊さん） まず、御指摘の箇所については、車の乗り入れ工事を行います。なぜかといいますと、今、駐車場の車の入り口が三鷹台団地通りから入るような形になっていますので、歩道ができますので、歩道を通して車を乗り入れるよりは、そんな一本裏の道から車を乗り入れるような形でいきたいと考えております。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。利用者の車ということでしょうか。それとも、工事期間中の工事車両もここに駐車するという感じでいらっしゃるのかな。よろしくお願ひします。

○道路管理課長（古賀 豊さん） こちらの乗り入れというのは、様々なイベントですとか、そういったときに使う車の乗り入れ口です。施設の管理用については、建物のすぐ裏に2台、駐車場がありますので、そちらのほうについては、特に改修を行うことはありません。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。理解いたしました。それと、下のⅡ期工事のほうの図なんですけれども、この図でいうと右上というか、公園につながる道、ここの歩道も広げる計画になっているんですけれども、この公園を通り過ぎた後は、出口はなかったですね。なので、ここを拡幅することとは、単に公園の利用者のために歩道を広げるという理解でよろしいでしょうか。お願ひします。

○道路管理課長（古賀 豊さん） まず、公園の入り口は東八側といいますか、一本、三鷹台団地通りより、こちらでいうと東側になるんですが、東側の道に抜けられる出入口がございます。そちらのほうを通っていただいて、歩行、安全に通行していただけるというふうな形になります。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。分かりました。そうすると、ここの今のところが通りやすい道になると、先ほど佐々木委員がおっしゃっていた、この先に駐車場があって、スーパーがあってのところなので、うまく整備をしていただければ、歩行者の安全対策にもつながるところなのかなと考えるんですけれども、そういった方向性での考えではないんですかね。お願ひします。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 現在の計画については、先ほど、ここまでの整備になっておりまして、その先、東八道路のインターチェンジですとか、そういった形での整備の進捗状況を見て、検討していきたいと思っております。

安全対策については、引き続きできることをしていただきたいと思っています。

私からは以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。非常にいいと思います。本当に先ほどカーブが大きく曲がっているところですし、結構、木も高く育ってしまっているところで、見通しも悪いん

# [速報版]

ですよね。なので、非常によいことだと思うんですが、ただ、2年間、結構工期はかかるなという感想をもちまして、以上とさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員（半田伸明さん） 下水です。まず、下水道再生計画（案）について質問します。ちょっと基本的なことの確認をさせてください。下水道再生計画（案）というのは、（改定案）ではなくて、（案）ですか。つまり、もともとあったものを変えるんだったら、改定案だと思うんです。新しく造るんだたら案だったと思うんです。私自身、記憶が曖昧なので、この辺り、いかがでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 下水道再生計画につきましては、現在、既に下水道改正計画というのがございまして、これは経営計画と同じ年数での計画期間となっておりますので、それが契約期間が満了になるといったこととなりますので、次の新たなる計画という形で策定するという事なので、計画期間が途中であれば、直すといえば改定という形ではありますが、計画期間は満了なので、新しい計画として策定といった形になっております。

○委員（半田伸明さん） ならば、そのことを文章で分かるように書いておいてほしかったですね。私自身、勉強になりました。下水道何とか計画、何とか計画って、いろいろ頭の中にあるんだけど、あれ、再生って昔からあったっけなど。でも、どこかで聞いたことあるなど。これが一筆あると、ないとは全然違うと思うんです。

同じことが、実はバリアフリーにも言えます。ゼロ件しかなかった。市民意見が集まってきたのがゼロ件で、変更点ゼロ点であるという書面は、やっぱり作るべきだと思う。ほかの所管である、ほかの委員会も、私は細かくは知りませんよ、自分のいるところしか見ていないから。多分ゼロ件でも、ゼロ件であるという報告を出していると思いますよ。最終案だけばんと出てくると、これはいいんだけど、なぜ最終案だけで件数の報告がないのという質疑は、当然出てしかるべきなんです。そこを防ぐという発想が大事だと思うんです。だから、ゼロ件ということをしちんと出しておくことによって、そういう余計な質疑が出ないだろうという感覚といいますか、ここは大事だと思うんです。

だから、資料を整理している時点で、何でバリアフリーだけないんやろうと思っていたんですけど、説明を聞いて分かったんだけど、説明ではなくて、できれば書面で残しておいてほしかった。この点は、今後御検討いただければと思います。

下水に戻りますが、正直、下水に今まであまり興味がなかったです。八潮以降です、下水を真剣に勉強しようと思ったのは。うち、ナンバーワンと市長がいつもうれしそうに言うんだけど——さっきの新聞じゃないけど、それは早く老朽化してナンバーワンだね。当然のことだと思いますよ。それに対して、どのように取り組んでいくつもりなんですか、が問われていると思います。

そこで、再生計画の5ページ、上のほうに赤字で書いてありますが、本計画期間である令和9年度末には、約328キロメートルが布設後50年を経過することになるとありますよね。その1行上には、うちが持っているのは457キロと書いてあります。457キロメートル分の328キロメートルが50年を経過する。一方、下のほうを見ると、そもそも調査をしているのが、スクリーニング調査をしていること自体が80キロしかない。さらに次のページ、ここにも書いていますね、市内下水道管路の総延長457キロメートルに対して、80キロメートル、17.5%となっていると。

# [速報版]

世論的には、これをもう少しスピードアップしろとなっていると思うんです。もちろん、お金の問題は当然出てきますよ。なかなか難しいと思うんだけど、何だかなあと思うんです。だから、ああいふ事故を受けて、例えば数億円上増して、その分、市財からの支出は増えますけど、でも、安全安心ということを考えて場合に、調査の期間をより短くして、今17.5%とあるのを、例えば何年後には何%に持っていかだとかいうのが、ちょっと欲しいなと思うんです。そこが見えてこない。

だから、口頭ではいいですよ、いろいろやり取りできますよ。ただし、この再生計画自体、これ、アクションプランだということで御指導いただきましたけど、行動計画であるならば、なおさら今後の調査の在り方についてどのように短縮していくのかの姿勢はあったほうがいいのかなと思うんです。

この辺り、総括的にどのようにお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） やはり、一定程度、財政的な負担のバランスと、あとは、これまで80キロやってきた調査の結果です。実際、80キロやってきて、何か不具合等があった割合は4%程度といったような結果でしたので、そういうことを踏まえて、この策定の中では、1年前ぐらいからずっと検討しておりましたので、こういったような形で一旦取りまとめさせてはいただいておりますけど、やはり、今回の八潮市の事故というのはかなり大きなインパクトのあるものだという認識をしております。

もう少し短縮できないかということについては、今後、今ちょうど国のほうでも有識者会議をやっておりますので、そういった中でいろんな点検の効率的なやり方ですとか、そういったものを示されてくるかと思っておりますので、そういったものを踏まえながら、適宜この再生計画についても見直しなどを行いながら、短縮していくということが必要だろうなというふうに思っております。

そういったところでの、市民の皆さんが安心していただけるということ、また、我々としても安定した下水道機能、サービスを提供していくということが重要ですので、そういった観点で、今後しっかり、ここで一旦はこの策定をしてはいきますけども、そういったような状況も注視しながら、きちんとそういったところでの検証をしていきたいというふうに思っております。

○委員（半田伸明さん） さっき、80キロに対して4%ぐらいと言いましたっけ。その80キロに対して4%、全体で457キロメートルだから、5.5倍ぐらいになるのかな。じゃあ、その80キロに対しての4%は、総額で幾らなんですか。何が言いたいかということ、457キロというものに対して、80キロでこれだけでした。となると、全体としては、改築にこれだけかかるでしょうねと、1つの論理値が出ると思うんですよ。

今、4%とおっしゃいましたけど、果たしてどれだけのお金がかかったのか、これ、今どうですか、分かりますかね。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） すみません、今その数値は持っていません。

○委員（半田伸明さん） 何でこういう質問をしているかということ、今度は再生計画の15ページ、これ、改築のケースでシナリオ1、2、3、4とあるんです。シナリオ4が一番笑いましたけど、これを載せるのかと思いましたが、載せんでええやんと思いましたが。実際、シナリオ3と、まあ、そうなんだろうな。

シナリオ3で行くのに、100年平均で、7億9,800万円で8億円ですね。この100年平均で8億円か

# [速報版]

かるという理論値と、さっきおっしゃった80キロについて4%だったというのと合体できるんですかという疑問が、次、出てくるんです。だから、数字の連関性が見えてこないんですよ。ここがすごく不安なんです。

何でこういうことを言っているかという、話を徐々に進めますけど、長期的な財政負担が見えてこないんです。今までは80キロで、4%で、幾らかかりました。457キロだから、あと5.5倍です。例えば積算すると、こういうことになります。じゃあ、それを100年で割ります、これだったら分かるんです。だけれども、15ページ以降の部分以降の、特に15ページの前かな、A3で横グラフがいっぱいありますけど、理論値しか並んでいないんじゃないかと思ってしまうんですよ。

しかも、この年8億円というのは、よく見ると、2044年度までは毎年1億4,000万円しか投資しませんとなっているわけですよ。それは80キロに対する4%と数字が合致するんですかって聞きたくなるわけ。いかがでしょうか。

○水再生課長（一瀬貴仁さん）　　今まで、長寿命化事業にかけている年間の予算が大体1億4,000万円できていますので、80キロに対してもほぼ同じ金額で推移してきていると想定しています。

○委員（半田伸明さん）　　さっき部長答弁にあった、80キロに対しての4%というものの費用が、単年度で1億4,000万円で、今までずっと収まっていたと、こういう理解で合っていますか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん）　　現段階で施設が長い経過をして劣化していく、それに対して4%程度ということで、1.4億円程度で対応できていたといった形になります。ただ、今後さらに、例えばシナリオでいくと、これがまたさらに100年を見越していくということになってきますと、さらに劣化が進んでいくと。そうなってきますと、当然劣化についても急激に上がっていくという話になりますので、そういったことを踏まえたシミュレーションでいくと、後期のほうになってくると、大きな投資が必要になってくるだろうというような、このシミュレーションになっていると。これは、あくまで理論値という形になります。

○委員（半田伸明さん）　　となると、まだまだもつんだ。そういうことで合っていますよね。今15ページを見ているんですけど、結局、2045年か2054年、2055年から2060年、これ数字、徐々に上がっていくじゃない、そうですね。3億5,000万円、5億5,000万円と上がっていきますよね。老朽化する年数がより長くなるから、後年度負担が増えていくというのがこの数字の流れで合っているか、ここを一応確認したいと思います。

○水再生課長（一瀬貴仁さん）　　今、1つ、ここで抜けているのが、流域編入の時期が、2044年に編入を仮置きしていますので、それまでにかかるお金として、一応1億4,000万円を年間平準化して掛けて、その後、編入後に徐々にお金を上げていって、劣化度を下げていこうというシナリオにはなっています。

○委員（半田伸明さん）　　いいですか、市内の管が古くなりました、ちょっとやばいね、これ、取り替えましょうという次元の問題と、下水の行き先が流域で、広域でやりましょうという話と、両方とも当然債務が発生しますよね。その両者を合算させたものをならしたのが、この15ページの表ということで合っていますか、ここ、確認です。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん）　　ちょうど劣化については、この辺

# [速報版]

についてはどれだけの投資ができるかという、投資の体力のところに関係してくる話になってくるかと思えます。老朽化につきまして、13ページにグラフがあって、色分けされているのがあります。要は、一応青が劣化なしというような形になりますので、赤が結構緊急度が高いといった形になりますので、これをいかにこの赤い部分を小さくしていくかといったところの投資とのバランスの中で、一定程度、早い段階のところでは、こういった緊急度の高いものを抑え込んでいくといったような形での、今シナリオになっているところです。

○委員（半田伸明さん） もう一回聞きますね。15ページの表は、流域で野川の水再生センターの話とか、森ヶ崎とか、いろいろありますけど、そういったところにかかる費用も含めて15ページの表なんですかと聞いているんです。言い方を変えると、うちの市の中の工事だけでこれだけの金額なのか、そうじゃない要素も入っているのかを確認したいと、こういうことです。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） こちら、管路の長寿命化の対策に係る経費だけという形、15ページの金額はそうなります。

○委員（半田伸明さん） となると、長寿命化の話だけということですね、そうですね。流総計画はまた別の債務が別に発生するということですね。そうですね。合っていますね。ここを一応確認したかったんですよ。

だから、シナリオ3で7億9,800円、100年単位でってあるけども、市内の管の入替えとかに特化した事業が、しかも長期でならした場合、これだけです。今現状、債務としては、毎年1億4,000万円で見えています。それを数年でって、こういう流れでしょう。そうすると、さっきの御答弁で、流域のことを含めて云々とあったのと、答弁が食い違いませんか。ここがちょっと不思議なんですけど、どうなんですか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 下水としてのどれだけ投資できるか、体力の部分で、流域編入までには相当のお金がかかるだろうといったことがありますので、編入になれば、その編入については一旦終わって、投資が済んでいるといったことがあるので、それからは一定の投資ができるだろうというような、投資体力の部分でのスケジュール感を見るのに、その編入のことは関わってくるといったところです。

○委員（半田伸明さん） 分かりました。やっと理解できました。次に16ページ、改築事業費の削減効果とあるけども、4行目、一方、平準化を考慮したシナリオ3の年間平均投資額が7億9,800万円（約8億円）となったと。削減額は約9億円と算定され、云々とありますよね。今、1億4,000万円です。この9億円というのを変に誤解されちゃわないかなと、そこがちょっと心配です。

今、ここ目先、数年発生する費用が9億円浮きますよじゃないですか。そうですね。そこはきちんと確認しておきたいと思えます。いかがでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） これ、あくまで50年で単純に、本当に下水管を入れ替えた場合の費用に対して、一定程度、長寿命化の対策をとりながら延命化を図っていくといったようなことをした場合に、先ほど言った、100年の分をならしたことに對しての金額との差ということですので、今すぐにということではないということでございます。

# [速報版]

○委員（半田伸明さん） 今すぐに9億円使える、何かでかいことをやっちゃおうなんていうことを誤解しないようにしてもらいたいですね、誰とは言いませんけど。

次に、経営計画のほうの60ページ、これ、以前も同じことを聞いたと思うんですが、繰り返しになって申し訳ないんですが、特に62ページ、令和12年度から企業債がいきなり7億円増えていますね。それまで8億円でしょう。令和12年度、いきなり15億円。15億8,200万円というのがずっと並んでいますね。なぜ令和12年度に7億5,000万円もいきなり増えるのか、どういうシミュレーションなのかを教えてください。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 令和12年度から流域編入に係る負担金分を計上させてもらっています。

○委員（半田伸明さん） 今まではどうだったんですか。令和12年度から計算していましたか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 流域編入について、現在まだスケジュールには確定したものではありませんので、あくまでも仮置きという形になります。これは前回の計画でも仮置きという形でさせていただいておりました。前計画といいましょうか、現在の計画といいましょうか、そちらについては令和16年度に編入というような形での仮置きをして、それに合わせたフレームという形でやらせていただいております。

今回は、先ほど課長が申し上げましたとおり、令和26年度の編入という形で仮置きをしております。

○委員（半田伸明さん） 前の再生計画では、令和16年度って考えていたと。今回、令和26年度になりましたと。令和26年となったときに、期間を逆算したら、令和12年度からスタートになると、こういうことで合っていますか。よろしいですか。となると、前の計画では、いきなりおんと7億円増えるのは、令和12年度ではなくて、もっと前だったということになるわけですかね、ここ、確認したいと思います。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 前計画では、令和6年度からの計画を算出していました。

○委員（半田伸明さん） となると、はっきり言うと後回しにしちゃったということですよ。そうですね。後回しにしたんだけど、その後回しが実はたった6年でしかない。こういう理解で合っていますかね。令和6年度の予定だったのが、令和12年度からってなっていると。ところが、さっき令和16年が令和26年とか、数字が合わないような気がするんですが、ここ、整合性を取っておきたいと思っています。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 後送りしたというか、実際まだ事業進捗の状況に合わせて時点修正したという形で、先送りした時期が後送りになったという形になります。

それで、そもそも今回の計画と前回の計画で大きな違いというの、流総計画の見直しが今されているということがあります。前回の経営計画を策定した時点では、まだ野川水再生センターを建設するという計画が流総計画でしたので、それを前提にしていたと。そうなりますと、当然、建設の規模、時間がかかりますので、その分、早い段階から建設の負担金が生じるという想定をしておきまして、それで令和16年度編入ですけども、令和6年度からの負担金の発生というのの想定を仮置きしていたと。

ただ、今回については、既存の処理場への流入という形になりますので、そういった新たなセンター

# [速報版]

の建設までの期間、建設の期間をぐっと短縮されるといったようなことを踏まえまして、令和26年度からの編入で仮置きしながら、令和12年度からの建設費の負担といった形で仮置きをしているといったところでございます。

○委員（半田伸明さん） 実際、東京都がどう動いていくかはまだまだ先で、雲をつかむような話なんですけど、この令和12年度からスタートという仮置きが、前倒しになる可能性というのは否定できないですか。それとも、いやいや、令和12年までオーケーよ、どっちなんでしょうかね。どのように現場を見ているか、一応聞いておきたいと思います。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 実際にこの編入に関わる事業、これ北多摩一号水再生センターの建設等が始まってこない、実際にはスタートしてこない。その前には、各市との合意が必要になってきますので、現在この仮置きしているのは、かなり最短のスピード感での話かなとは思っております。

各市との合意形成、これにどれだけ時間が要するかという形によって、スケジュールは動いてくるかと思えますけども、現段階では最短のこの仮置きといった形になっています。

○委員（半田伸明さん） るるやり取り、細かいことをさせてもらって、ありがとうございました。いろいろ勉強になりました。何でもこういうことをしつこく何度も、何度も同じことを聞いているかという、何かあるの、大丈夫。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 先ほど編入の時期、令和26年と言っていたんですけど、想定しているのが令和27年の編入の想定になっています。

○委員（半田伸明さん） いろいろやり取りさせてもらって、ありがとうございました。結局、令和12年が最短だというのはなかなか意味のある答弁だったなって、個人的には思います。その令和12年がさらに先延ばしなるかどうかは東京都次第なんだけど、何でもこういうことをしつこくがちゃがちゃやっていたかといったら、実はこの時期に全部かぶるんです、天文台も、再開発も。単年度公債費の増が、発生がいきなりばあんと増えていくのは令和12年度、令和13年度、令和14年度辺りからなんですよ。

その時期に下水も乗っかってくるよと、7億円ね。だから、下水の事業の在り方については、ここはまち環だから財政のことを言う気は全くないんだけど、ここのリスク意識は、やっぱり全庁的に持つとかんといかんだろうと、僕は思います。だから、これはもうちょっと後回しでいいだろうみたいなことが理事者判断であるんだったら、いや、ちょっと待ってくれということは、現場サイドとしてもきちんとしてもらわんと困る。これは今、流域の議論をさせてもらいましたけど、その前の議論に戻すと、なおかつ、これについては、そもそも管の入替え自体が17.5%のままどうなのというのが残っているわけですよ。

そう考えると、下水の支出がここ数年で一気に増加するのは、ある意味必然的ではないかなと、私はそのように思っております。

るる申し上げましたが、17.5%という数字をそのままにしておくというよりは、長期的には何年度に何%にするつもりだというのは、私は必要だと思うし、これだけ市民不安が高まっているわけですから。なおかつ、財政的、長期の資金繰りから考えていった場合には、僅か数年後に7億円増の負担が来るんだよということを全庁的に意識をしておくべきだろうということで、今、あちこちしましたけど、質

# [速報版]

問させてもらった次第です。答弁には満足しております。ありがとうございました。

- 委員長（土屋けんいちさん） 以上で、都市整備部報告を終了します。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩します。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 生活環境部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 生活環境部長（垣花 満さん） まちづくり環境委員会行政報告、生活環境部からは、本日は5点でございます。

まず、1番目、2番目、3番目は、ごみ処理総合計画2027（案）、産業振興計画2027（案）、環境基本計画2027（案）、それぞれのパブリックコメントの結果及び主な変更箇所についての御報告です。4番目に、令和6年度環境活動表彰、5番目に市内の空間放射線量の測定について御報告をいたします。

説明につきましては、1から5まで一括して行わせていただきます。詳細につきましては、各担当の課長からさせます。よろしく願いいたします。

- ごみ対策課長（仲 雅広さん） よろしく願いいたします。まず初めに、三鷹市のごみ処理総合計画2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について、御説明させていただきます。資料としましては、資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3が該当いたします。

それでは、初めに資料1-1を御覧ください。パブリックコメントの結果についてです。パブリックコメントの提出状況は、5名の方から30件の御意見をいただきました。主な意見と対応の方向については、記載のとおりとなっております。

続きまして、資料1-2と資料1-3を使いまして、市民意見等を踏まえて、主な変更箇所について、1-3を中心に御説明させていただきます。なお、資料1-3の修正箇所につきましては、下線太字で記載しておりますので、そちらを御覧ください。

それでは、資料1-3のまず29ページをお開きください。こちらにつきましては、ごみ処理における温室効果ガスの排出量の出典物の年度にちょっと誤りがありましたので、こちらについて修正するとともに、文章の整理を行いました。

続きまして、32ページをお開きください。こちらは、パブリックコメントからの意見ですが、リサイクル率の低下の要因としまして、電子化による新聞・雑誌等の減少を要因としていましたが、その他の要因についても、分析して対策することがリサイクル率の向上につながるという御意見がありましたので、そちらについて記載をしております。ごみ処理実績のリサイクル率の低下要因については、電子化により新聞などの資源物自体が減少していることを1つの要因とし、その他の要因については、店頭回収や民間の自主回収といった資源循環の仕組みが変わりつつあることを踏まえ、その辺りを分析しながら、さらなるリサイクル率の向上に努めていくことと修正いたしました。

続きまして、40ページをお開きください。こちらパブリックコメントからですが、下線部分のところで、以前、リサイクルルートに乗らないペットボトルということを書いていましたが、こちらについての表現が分かりにくいということで、説明をこちらの記載のように修正しております。

# [速報版]

続きまして、41ページを御覧ください。まず、上段部分になります。計画目標のリサイクル率の設定の説明になります。リサイクル率の目標の考え方について、今の拡大生産者責任が求められたり、様々な資源物を民間が独自で回収するルートや、店頭回収が進められるといった社会構造が変化している中で、これまでのように行政だけがリサイクル率の向上を目指すということではなく、社会全体としてリサイクル率を向上させていくということを追記しております。

続きまして、41ページの下段の部分になります。廃棄物部門の温室効果ガス排出削減目標を達成するために、プラスチックをどのくらい削減する必要があるのかということに記載したほうがいいのではないかという御意見がございましたので、市民1人1日当たり4グラム以上削減するということに記載させていただいております。

そのほか、文言の整理を行っております、こちらについての修正は以上になります。

御説明は以上です。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 私からは、三鷹市産業振興計画2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所について、御説明のほうをさせていただきます。

まず、資料の2を御覧いただければと思います。項番の1、計画案に係る市民意見の対応についてでございますが、本計画については、パブリックコメントを実施したところ、記載のとおり6件の御意見をいただきました。これらの内容及び対応の方向性につきましては、資料2-1に記載のとおりまとめております。そして、計画に盛り込んだ御意見につきましては、資料2-2の計画（案）からの主な変更点、こちらは新旧対照の形で掲載をしておりますが、共に計画最終案の冊子を用いて、具体的に説明のほうを加えさせていただきたいと存じます。

続きまして、資料2-3でございます。計画（最終案）の冊子のほうを御覧いただければと思います。こちら、計画の最終案でございまして、パブリックコメント実施後の主な修正点につきましては、便宜上、黄色いマーカーを付して記載させていただいており、順次、要点について御説明をいたします。

まず、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。こちら、前計画であります三鷹市産業振興計画2022の取組状況、こちらについて掲載をするとともに、今後に向けた課題と方向性について、2ページ使って記載を加えたところでございます。こちらは、パブリックコメントの御意見を踏まえ、加筆した内容となります。これ以降の修正箇所につきましては、計画最終案を取りまとめる過程の中で、審議会等からいただいた御意見を参考に、修正を加えた内容となります。

最終案の冊子の18ページ、御覧いただければと思います。こちらは、計画案の段階では、第2章の最後に記載をしておりました、計画における重点や各種施策を推進する上での3つの視点を、具体的には項番の3章の2の最重点施策と3つの視点というところで、黄色い部分ですが、こちらを、第3章の項番1、目標とする都市像と、項番の3、体系の間に掲載し、同時に体系図にも落とし込むことで、本ページで計画全体の概要がつかめるよう、整理をいたしたところでございます。

最後に、19ページ以降でございますが、施策の柱ごとの個別事業の掲載部分に係る修正でございます。例えば、この19ページは施策の柱、まる1における商店街支援の推進（商店街振興プラン）を兼ねるものですが、個別事業の記載部分におきまして、新規や拡充の事業、また、その概要については、記載の上部のほうに掲載するようにしたほか、その他の事業の記載を分かりやすく簡素化したものでござ

# [速報版]

ざいます。

以降、各種、全部で施策の柱が6までございますけれども、同様の趣旨によって修正を行っているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 私からは3点、行政報告をさせていただきます。

まず、資料3、三鷹市環境基本計画2027（案）に係るパブリックコメントの結果及び主な変更箇所についてを御覧ください。こちら、市民意見の対応といたしましては、提出状況、こちら6名の方から43件の御意見をいただきました。それぞれの対応は記載のとおり、分類される結果となっております。そして、いただいた43件の御意見の対応の方向性は、全て3-1の資料に記載しています。ここでは、特に変更となった点、資料3-2のところにもまとめておりますので、資料3-3に、その部分を本冊の部分に黄色いマーカーを塗ってお示しをしております。

それでは、私も資料3-3の計画本冊で説明をさせていただきたいと思います。まず3ページ、2章の施策の背景における、こちら、マチコエの記述に対しましては、マチコエで話し合ったものがどのように計画に生かされたのか、文章を補足してはということ御意見をいただきまして、こちらの本計画の策定においても、これらの提案を中心とした多層的な市民参加、こういうところで寄せられた意見を踏まえまして取りまとめているという文言を追記しております。

続きまして、4ページ、気候変動対策というところですが、こちらはリード文のところ、気候変動の影響に対する適応策の記述を追記をしております。

そして見開きの5ページ目、こちら、三鷹市環境基本計画2022の達成状況では、最初の左上のほうにある黄色いマーカーの部分ですが、三鷹市における温室効果ガス総排出量は大幅に未達成なので、その要因を記載すべきという御意見に対しまして、近年の夏の猛暑など、電力使用量の増加、そういったもので達成ができませんでしたという、その要因を追記をしております。

そして、その右側のやや小さい文字のところですが、記載されている三鷹市公式ホームページを御参照くださいというような趣旨の内容が記載されております。これは、本計画には詳細な内容を書き込まずに、計画などを御参照いただくために追記しているものとあります。このほかにも、このような記載はこの後のページに幾つかございます。

そして、その下、こちらは再生可能エネルギー導入ポテンシャルについてですが、こちらコラムとして掲載しております。そして、このコラムや用語解説につきましては、その後のページについても幾つか掲載しております。例えばこちら、ちょっと飛びますけど、18ページのこれまでの表彰活動、ポスターにおきましては、環境活動表彰、先月新たに表彰されましたので、その記述も加えまして、家庭の生ごみの堆肥とか、その堆肥を用いた野菜栽培を通じた農園のサーキュラーエコノミーの取組であるとか、そういった実際の取組のことも記載をさせていただいております。

その下の環境ポスターのほうも、568点の応募があったことの御紹介があったりとか、そういうところを付け加えております。

あと、22ページ、またちょっと飛んでいただきたいんですけど、アスベストの事前調査であったり、それから、またもう一つ飛んで、この24ページ、地下水汚染のPFASの解説と市内の調査結

# [速報版]

果、ほかにも幾つかございますが、こういったものを記載をさせていただきます。ちなみに今御紹介させていただきましたのは、市民の皆様からいただいた御意見を基に、こういったものを掲載してほしいということで掲載しているものとなっております。

すみません、そうしましたら、少しお戻りください。9ページにお戻りいただけたらと思います。こちら、緑と水の3大拠点というところにおきまして、ワサビ田の保全や環境教育等、そういったことを追記いたしまして、農のある風景の維持、緑の保全を図りましたというような形でさせていただいております。

続きまして、13ページ。こちら、公共施設における省エネ・再エネ活用につきまして、こちらは、真ん中ほどのところなんですけれども、太陽光発電の導入見込み量を追記してくださいという御意見がございましたので、全て導入した場合の出力合計値、そういったものを追記してございます。

次に、23ページです。こちらは、光化学スモッグ対策では、事業者の取組に、大気汚染を軽減するために社用車等は低公害車に切り替えますというような形で、追記をさせていただいております。

そして、26ページを御覧ください。こちらは、環境目標の中で、人と自然の共生というところ、鳥類や動物、川の生き物や絶滅危惧種などについても記載があるとよいという御意見から、こちらのメーカーの部分の言葉を追記してございます。

また、その右側の屋上緑化の表のところですけれども、こちらは緑と水の基本計画2027（最終案）との整合性をとりまして、数値を3万2,500平方メートルから3万5,000平方メートルへと変更してございます。

このほか、主な変更点という形は記載はしていない部分にはなるんですけれども、すみません、またちょっとお戻りいただいて15ページなんですけれども、こちらは、自転車交通環境整備の事業者の取組の中で、真ん中の2番目、こちらは御意見もいただきましたけれども、自転車の利活用としていたものを、駐輪場や使用ルールなどを整備し、自転車の活用を図りますという形で文言整理をしてございます。

また、変更点ではございませんが、この15ページで見ていただいてもお分かりだと思うんですけれども、こちら、環境保全行動指針という形で、市民の取組、事業者の取組をそれぞれ掲載しておりまして、公募で集まった市民、団体、事業者から構成されます三鷹環境活動推進会議の委員が、さらにそこから市民の皆さんから御意見をいただきまして、実際に実践しているアクションなどを含んで、こちらの取組のほうに掲載しております。

そこで、できる限り原文を生かして掲載していることから、語尾は、しますとか、していますといった形で、あえて統一感を持たせていません。この件につきましては、以前、御意見をいただきまして、当初、語尾の統一を検討していましたが、市民の声として、既にやっていること、そういったことはしていますとしたほうがより説得力があると思い、あえて語尾を統一いたしませんでした。

資料3の説明は以上となります。

続きまして、資料4、令和6年度環境活動表彰についてです。こちらは、環境活動表彰は平成18年度から表彰が始まりまして、市民の皆様が三鷹の環境をよりよくしようと取り組んでいる活動を、三鷹市環境基金活用委員会にて審査を行い、表彰してきました。今年度は、環境活動表彰1件、環境活動功

# [速報版]

労表彰1件を、2月20日に表彰いたしましたので、御紹介いたします。先ほどちょっと計画の中でも触れた部分でございます。

まず、環境活動表彰についてです。こちら、この表彰は波及効果など、総合的に評価をいたします。今年度は、鴨志田農園の活動が表彰されました。こちらの活動につきましては、サブスクリプションを立ち上げまして、会員の家庭に設置したコンポストで処理された生ごみを回収して、堆肥化する。その堆肥を用いて栽培した野菜を、会員の食卓へ再び届ける活動を実施しています。環境保全の推進や、環境意識の高揚を図る先導的な活動であり、波及効果や先進性、展望性のある活動を総合的に評価いたしまして、表彰となりました。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちら、環境活動功労表彰です。この表彰は、活動の継続性を中心に評価します。今年度は、明星学園中学校自治会の活動が表彰されました。こちらは、生徒たちが地域に貢献したいという思いから、ごみ拾い活動を始め、生徒自ら考え、主体的に取り組みまして、次の学年につないで14年間にわたり活動を継続しています。1年に大体8日から12日程度実施するごみ拾いには、行事として、全学年、全クラスが参加する。通学時にごみが多いと感じた場所をいろいろ選定しまして、実施して、その継続性を中心に評価して、表彰となりました。

資料4の説明は以上となります。

最後に資料5、三鷹市内の空間放射線量の測定についてです。空間放射線量の測定は、平成23年7月に開始して以来10年が経過いたしまして、現在では低い値で安定しています。令和6年は3か月に1回、3か所、二小、五小、南浦小の測定を行いました。測定結果はこちらの表の1のとおり、それぞれ低い値で安定をしております。

次に、続きまして、資料5-1ですけれども、こちらは令和6年の全てのデータと、過去からの測定結果の推移となっておりますので、参考までに添付をしております。後ほど御確認いただけたらと思います。

そうしましたら、資料5の2ページ目を御覧ください。こちらは令和7年から令和8年度の空間放射線量の測定につきまして、御説明をいたします。これまで令和7年度から測定休止を前提にした見直しを検討するとしてございましたが、令和7年度は、測定施設と測定頻度、こちらを減らしまして、測定施設は1か所、頻度は6か月に1回という形で、南浦小で実施するとなりました。

これまでの測定結果とか、東京都による調布市内をはじめとするモニタリングポストの測定結果、そういったものから、安全面では問題ないと考えておりますが、市民の皆様の安心面、そういったことも考慮いたしまして、測定頻度等は減らしますが、2年間継続することにいたします。

なお、こちら、2年間継続を続けて、令和9年度の測定方針、こちらにつきましては、改めまして、測定休止も含めて見直しを行うことといたします。

私からは以上となります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。1点だけ、資料3-3の三鷹市環境基本計画（最終案）の24ページのこの黄色のPFASのことを書いてあるコラムという欄のところなんですけ

# [速報版]

れども、一番最後の行、市内の井戸114か所中7か所で暫定指針値を超過する結果となりましたというふうには終わっているんですけど、それで、例えば今後また調査をしていきますとか、何か、あとは、逆に詳しいことはホームページを御覧くださいとかいうふうに載せたほうが、超過する結果となって、で、という感じで、不安にならないかなというふうにちょっと思ったんですけども、その辺の御検討はいかがでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん）　まず、そうですね、114か所のうち7か所、超過する結果となったというところですけども、こちら、具体的な環境施策のところにも少し書いてあるんですけども、この24ページの上から4番目、下から2番目でもあるんですけども、PFASの指針値、暫定値を超過した井戸についてはモニタリングを継続する。来年以降も、高いところは継続します。それで、調査結果はホームページ等で公表しますという形でやって、そのコラムというような形になっております。

○委員（佐々木かずよさん）　そうしたら、その分をこの下にあったほうが安心するんじゃないかなと思ったんですけど、これは、コラムなので、このままを書くという形のほうがいいというふうにお考えですか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん）　そうですね、そのような考え方で作成をしております。

○委員（山田さとみさん）　よろしくお願ひします。先に今、この環境基本計画2027のお話がありましたので、そちらについて伺います。以前から、市民の取組のところの語尾が「しています」というところが気になっているというのを、環境保全審でもお話しさせていただいて、いろいろ考えてくださったというのはすごく伝わってくるんですけども。

何で私がこんなに違和感を感じるのかなってずっと考えていて、やっぱりこれをつくるに当たって、市民の方が参加しているんですけども、三鷹環境活動推進会議の委員さんと、こちらの取組に参加してくださった方が取り組んでいることであって、これって行動指針になっているじゃないですか。上のところに環境保全行動指針と書いてあって、これって、三鷹市民全員がやってくださいねという指針というふうに、私としては捉えるんです。

じゃあ、市民の皆さん、お一人お一人、これをやってくださいねという指針として、私はこうやっていますという個人的な雰囲気が出てくるのって、私はここに参加していないんだとか、そういう疎外感みたいなものを感じてしまうおそれがあるなと思って、違和感を感じていたんだなと、最近ずっと考えていたんですけども。

なので、何か一言、別にこのままでいいということなら、それでも理解はできるんですけども、議事録とかを見れば、市の考え方は分かりますので、市民が、同じ三鷹市民がこういうふうに取り組んでいるから、それを参考にしてやってみましょうみたいな、そういうお気持ちできっと書かれているんだと思うんですよね。

それが伝わると、市民全体へのメッセージになると思うので、そこが伝わると、市の皆さんが考えていらっしゃる方がより伝わるんじゃないかなと。一緒にやりましょうというようなメッセージをぜひ伝えていただければなというふうに思ったので、最終案ですので、絶対とは言わないんですけども、一度考えてみていただけるとありがたいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん）　そういったことは考えていきたいと思ひます。こちらの環境保全

# [速報版]

行動指針の中にも、日々実践しているアクションなどを含みますというような形で、やっていることも含んでいますよということもちょっと入れていますので、あとホームページのつくりとか、そういった中で、どういったことができるかということを考えていきたいと思います。

○生活環境部長（垣花 満さん） 若干補足いたしますと、こちらの意図したことが伝わるような形がとれるかどうか、いただいた意見、何回もいただいておりますので、再度、最終的に検討して、いろいろなところの整合性も含めて検討して、修正するかどうかは私どもにお任せいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員（山田さとみさん） お願いします。次は、資料1のごみ処理総合計画2027のところ、市民からパブリックコメントがありました。ナンバー10のパブリックコメント、リサイクルルートに乗せられないペットボトルとは、汚れたペットボトルの意味ですか、具体的にしてくださいということで、40ページのほうに詳しく追記をしていただいておりますが、この方の質問にもう一歩だけ答えられていないのではないかなというふうに思っています。

つまり、本冊40ページの「また、ペットボトルはリサイクルしますが、一部については「何で」熱処理回収せざるを得ません」と。何での部分が抜けたような気がしていて、汚れているからなんですか、それとも、回収し切れないから、量の問題なんですかというところを書いてもらえると、この質問してきた方に対するの答えになると思うんですけども、それについては、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） そうですね、前段の部分でふじみ衛生組合のリサイクルセンターの工事の話をさせていただいているので、そういった意味で、我々は分かっていたいただいているものだと思います。思い込みもあるところもあると思いますので、ちょっと考えさせていただきます。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ぜひ御検討していただければと思います。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 環境基本計画ばかりになってしまって、すみません。先ほど説明にありましたが、黄色いちゃい字で、その他の詳細は緑と水の基本計画2027を御参照くださいとかいうようなところが何か所か、ごみ処理を御覧くださいみたいにあるんですけども、例えば、相手はこれをホームページで検索して見るという感じなのであれば、QRコードを載せるとか、これを一々また検索して探すのは、すごく大変だなって思ったんですけど、そういう工夫はできないでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そうですね、おっしゃるとおり、我々もこの形式というのは電子で見やすい形で目指していますので、電子ブックとか、そういったところではリンクを張ろうと思っております。ただ、これ、ほかの計画が上がってからとかになりますので、すぐというタイミングは何とも言えないですけども、できるだけ早いタイミングで上げていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） なるほど。横のつながりとかもあるので、そうですね。あと、さっき山田委員がおっしゃっていた市民の取組、業者の取組なんですけど、私も何か、何なんですかね、分かるんですよ。すごく分かるんですけど、何となく自分のものというふうに、逆に読めないというか。よく、子どもたちの学校の目標とかで、こういうのをしますとか、3つの約束みたいな感じのようで、何だろう、感覚的なものだと思うんですけど、広く多くの人がこれを自分事として、ああ、私もこういう

# [速報版]

ことに取り組まなきゃいけないとか、工夫していかなきゃなって思えるような表現が一番いいと思うんですけど、何となく私も違和感を感じていることは感じているので、一緒に意見を表明しておきたいと思いました。

あと、環境活動表彰についてなんですけれども、応募があったのが3件ということでしたが、ちょっと少ないのかなという印象です。例年はどれくらい応募があるのかということと、今回、募集期間が3か月ということで、年末年始も挟んでいる、結構忙しい時期だったのかなというのもあって、もう少し余裕を持った公募期間、3か月と言わず、半年ぐらい公募するとか、何か工夫が必要だと思ったんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） まず、例年の応募件数なんですけれども、大体3件程度となっております。若干前後はしますが、そのぐらいです。

工夫といたしましては、これ、毎年表彰しているということもありまして、結構応募いただけるケースと、私どももいろいろ環境の活動とかを見ながら、どういった取組をされているかということ、その時期以外も含めて見ていたりとかするところもありますので、そういったところで拾っているところがございます。

募集時期につきましては、例年表彰を2月ぐらいに行っているというところもありますので、そのぐらいの時期に行っているんですけれども、ただ、おっしゃるように募集期間を工夫することによって、また件数とか、そういったものが変わってくることもありますので、その辺のところは検討させていただきたいと思います。

○委員（紫野あすかさん） 表彰状みたいなやつがもらえるという感じですかね。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そうですね、表彰状と、あと副賞じゃないですけれども、図書カードをお渡しはしてございます。

○委員（紫野あすかさん） 個人の方も含めて、すごく大それた、すごいことをしていないと駄目なんじゃないかって思われている方も、もしかしたらいるかもしれませんが、すごくちょっとしたことでも、環境問題に関する行動を皆さんがやっている意識を高め合うということが目的だと思うので、もっと広く周知していただいて、たくさん応募があって、選び切れないというぐらい、市民から応募があったらいいなというふうに思いました。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん） 1点だけはお聞きしたいんですけども、空間放射線量についてなんですけど、資料5の1ページの一番下なんですけども、三鷹市わがまちマップで、このマップが地図上でも情報が載っているということなんですけど、昨日、これ、私は中を見たんですけど、アクセス数はどれぐらいあるものなのでしょうか。お願いします。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） すみません、ちょっと今、手元にアクセス数とかはないんですけども、ただ、市民の皆様から、例えばこういった放射線のお問合せとか、そういったところで言いますと、近年はほとんどないという状況ではございます。

○委員（吉田まさとしさん） 恐らくそうかなと思ったんですが、ありがとうございます。私もこのページにたどり着くのに非常に苦勞しまして、来年度から南浦小1か所ということなので、ホームペー

# [速報版]

ジにずらずらっときれいに並べて出ているので、必要なかどうか、ちょっと御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員（半田伸明さん） 環境基本計画です。相変わらず、素晴らしい。前回、大絶賛させてもらったことを思い出しました。細かい表現に、私は一々言うつもりはないんですが、どうしてもこれはやっぱり言うておかんといかんなどというのが、2か所出てきちゃいました。

1つは7ページ。前提として言うておくけど、さっきの山田さんの件は検討して当たり前だと、私は思いますよ。それだけは言うておきます。

話を戻します。7ページ、表で最終処分場に埋め立てるごみの量とありますよね。計画策定時、0、令和5年度、0、目標値、0、達成。これ、何か違和感ないですか。目標は0、実際は0、出来上がったのも0、達成。

上、見てみましょうか。1人1日当たりのごみ総排出量743グラム、今は650グラム、もともと目標688グラム、達成、これは見たら分かるんですよね。ああ、そうだねと。

次の次のページ、行ってみましょうか。9ページ、農地面積の表がありますね。計画策定時、平成22年度、171ヘクタール、令和5年度、141ヘクタール、うわ、減っちゃった。目標値、140グラム、達成。違和感、感じませんか。目標値と、令和5年度、今度は逆転して置いてみたら、どうなります。農地面積、171ヘクタール、策定時、目標値、140ヘクタールだった。今5年度は141ヘクタールで抑えられた、達成。これだったら分かるんです。

だから、この見せ方でいくよというのだったら、別にケチをつける立場じゃないので、私、何とも言いようがないんですが、左から右に目線が動くときに、農地面積で引っかかったんですよね。緑被率と、屋上緑化とか、その辺りはあと少しで達成というのは、なるほど、そうだよなって分かるんですが、141ヘクタールだったんだよね、もともと140ヘクタールまで減っちゃう予定だったんだよね、達成。これはちょっと、違和感をすごく感じたんですよ。

さっきの7ページに戻ると、0立方メートル、0立方メートル、0立方メートル、達成というね。だから、この辺りがちょっとどうなのかなというのはあります。いかがでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 私どもがこの順番にした意図といたしましては、まず、策定時の数字、これはデータとなっております。令和5年度がその推移という形でなっていて、それに対しての目標値という流れで、データの流れの中で、最後に目標値を持ってきていただいているというところで、表記をさせていただいてございます。

ただ、確かに数字が減ったりとか、横ばいだったりとか、数字の達成状況ですと、若干違和感はあるという、そういった御意見も今お聞きして改めて感じたところではございますが、現状ではそういう考え方で作成をした表となっているということです。

○委員（半田伸明さん） 別にこれで行くんなら、はい、そうですかって話なんです。140ヘクタールまで減る予定だったんだよ、141ヘクタールで抑えられたよ、が達成というのはどうなのかなと思いますね。だからといって、達成以外の言葉に何かいいのがあるかということ、ちょっとこれ、思い浮かばないんですよね。維持ではないですね、減っているんですから。だから、微減になるんでしょうかね。

# [速報版]

この辺も文言としてはなかなか難しいんです。ですから、達成でいいと思うんですよ。

達成ということストレートに見るためには、左右逆にしたほうが、流れるといいかなと。ただ、細かい問題提起ですので、読み手としてちょっと疑問を感じたということを表示しただけで、あとはお任せしますので。

終わります。

○委員（おばた和仁さん） 今、山田委員と紫野委員からございました御指摘なんですけれども、市民の取組というワードと、事業者の取組というワード、これは市民の声とか、事業者の声とか、こういうことをやっている人がいるということなんですよね。そうだとすると、市民の声ということで、御披露しているという、何かイメージを出せれば、もうちょっとしっくり来るんじゃないかなと思うんですけれども、そこも含めて何かコメントをいただいてもいいのかなと、お話を聞いていて思いました。

あと、今半田委員からの農地面積については、これ非常に、平成22年当時は140ヘクタールを絶対死守したいというか、これ自体が大きな目標ということで、当時は考えられたということだと推察するんですけれども、この表だけ見ると、確かに半田委員が御指摘のように、達成と書かれているのが、若干、胸張っているように見えます。

ただ、三鷹市の現状としては、少なからず、よろしくないという状況は状況なので、そこら辺、若干補足することができるのであれば、そのほうがより望ましいかなと。非常に達成状況が141ヘクタールでも結構厳しい中、やってきたんだということだとは思っているので、そこら辺の雰囲気もう少し出るような補足があるといいのかもしれないというふうに、話を聞いていて思いました。

この2点、御検討いただければと思います。

以上です。

○生活環境部長（垣花 満さん） 様々な御意見ありがとうございます。先ほどの市民の意見のところですけども、これ、先ほど申し上げたとおり、1回、私どものほうで再検討させていただきます。こういう形になっている部分というのは、例えば市のほうで何々をします、例えば何とかを守りますみたいな形で、市のほうから降りていくようなイメージがいいのか、市民の方がこういうことに取り組んでいますよというメッセージがいいのかというところで、多分、担当課のほうで大分悩んだと。

これは前も言ったかもしれない、何年前の行動変容の調査をしたときに、いわゆる行政からの指令というか、示唆も大事なんだけど、市民同士のいわゆる、私、こうしているんだよとか、そういったことのほうが影響が大きいといったことも踏まえて、今こうしているということです。

いずれにしても1回、きちっと総合的に再検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、生活環境部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。

○委員長（土屋けんいちさん） 4、所管事務の調査については、先ほど休憩中に説明したように、最終日に行政報告が行われる可能性があるため、最終日の委員会にて行うことといたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

# [速報版]

次回委員会の日程については、本定例会最終日である3月27日とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。